

水質汚濁防止法等届出の手引き

令和8年3月

宮 崎 県

目 次

1	水質汚濁防止法等	2
2	届出の種類	5
3	届出の方法	8
	(1) 届出書類	8
	(2) 作成部数	9
	(3) 提出先	10
4	届出後の注意	11
	(1) 着工の制限期間	11
	(2) 計画変更命令	11
	(3) 届出の義務	11
	(4) 排水基準の順守	11
	(5) 地下浸透の制限	11
	(6) 測定義務等	11
	(7) 汚水処理施設の維持管理	11
	(8) 構造基準等の順守	11
	(9) 事故時の措置	11
5	排水基準等	13
	(1) 一律排水基準	14
	(2) 上乗せ排水基準	14
	(3) 条例の排水基準	14
	(4) 窒素及び磷に係る排水基準	14
	(5) 磷に係る排水基準	14
	(6) その他（排水基準適用フローについて）	14
6	排出水の測定義務等	23
	(1) 対象事業者	24
	(2) 対象項目	24
	(3) 測定頻度	24
	(4) 測定の時期	24
	(5) 測定結果の記録及び保存	24
7	構造基準等	27
	(1) 構造基準	28
	(2) 使用の方法に関する基準	28
	(3) 定期点検・記録の義務	28
8	罰 則	30
9	記 載 例	33
	(1) 旅 館	35
	(2) 自動式車両洗浄施設	53

(3) 養豚場	63
(4) 有害物質使用特定施設（法第5条第1項）	73
(5) 有害物質使用特定施設（法第5条第3項）	78
(6) 有害物質貯蔵指定施設	84
(7) 構造等の変更	90
(8) 公共下水道への接続	95
(9) 期間短縮願	97
10 参 考 資 料	99
(1) 水質汚濁防止法に定める特定施設	100
(2) みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例に定める汚水等排出施設	111
(3) 届 出 様 式	112
(4) 排水量の算定方法	162
(5) 汚水処理方法	163
(6) 県内の分析機関	164
(7) 届出書提出先及び問い合わせ先一覧	165

届 出 関 係

1 水質汚濁防止法等

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）は、工場や事業場から排出される汚水や廃液により、河川や海や地下水が汚れるのを防止することを目的としています。

この法律における、工場や事業場に対する規制等の概要は次のとおりです。

- ① 汚水や廃液を排出する施設を設置している工場や事業場に対する届出の義務付け及びこれらの工場や事業場から河川や海へ排出される水及び地下に浸透させる水に対する水質の規制
- ② 有害物質を貯蔵している工場や事業場に対する届出の義務付け及びこれらの貯蔵施設に対する構造の規制
- ③ 施設の破損やその他の事故により、工場や事業場から有害物質又は油を含む水が、河川や海に排出され又は地下に浸透した場合、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること、並びに事故の状況及び講じた措置の概要についての届出の義務付け
- ④ 有害物質により汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質の浄化のために必要な措置の規定

このうち、①②の届出の義務付けについては、3頁の図1の届出義務判定フローにより届出が必要となる事業者の方が対象となります。

また、③の事故時の措置については、有害物質を使用している特定事業場に適用されるのに加え、汚水や廃液を排出する施設を設置していない事業場であっても、油を貯留する施設や油と水を分離する施設を設置している場合は事故時の措置や届出の対象となります。なお、ここでいう「油」とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油のことです。

さらに、④の地下水浄化の必要な措置については、特定事業場において有害物質を含んだ水の地下への浸透があった場合、都道府県知事は特定事業場の設置者及び設置者であった者等（汚染原因者）に対して、地下水の水質の浄化を命ずることができることが規定されています。

その他、本県におきましては、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例により、汚水等排出施設のうち、理化学の実験及び試験研究並びに理化学的検査の用に供する施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を除く。）であって、次のア）及びイ）に該当する施設については、水質汚濁防止法の目的と同様の観点から、施設を設置しようとするとき等について届出を義務付けています。

ア）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）の理化学の実験の用に供する施設

イ）工場及び事業場並びに医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の理化学の試験研究及び理化学的検査の用に供する施設

なお、これらの届出の義務付けについては、3頁の図2の届出義務判定フローにより届出が必要となる事業者の方が対象となります。

図1 届出義務判定フロー（水質汚濁防止法）

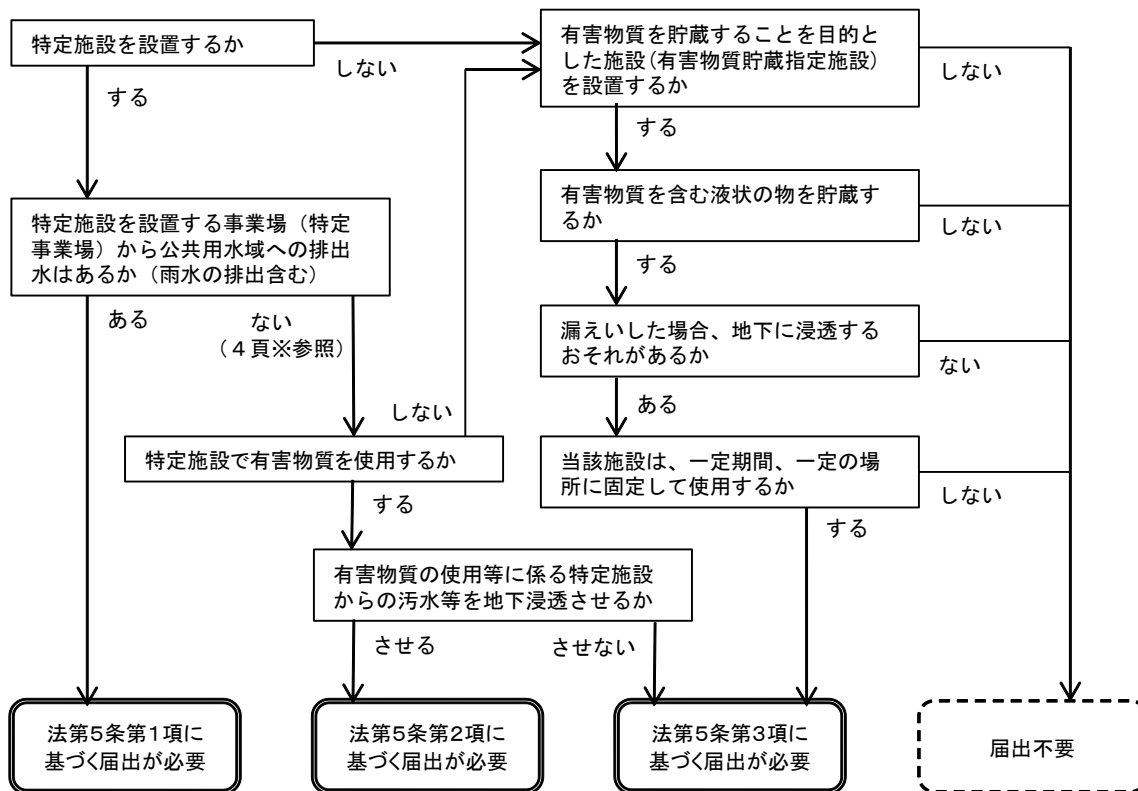
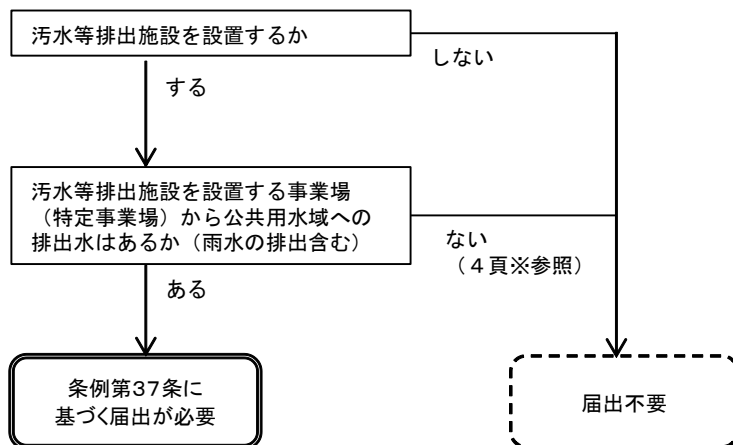


図2 届出義務判定フロー（みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例）



〔用語の説明〕

「特定施設」……水質汚濁防止法施行令別表第1（100～110頁参照）の施設をいう。具体的には、施設内で循環使用等により、系外に全く汚水（汚水を吸収させた固形物等も含む。）を排出しない施設以外のもので、汚水や廃液が排出される施設をいう。

「有害物質」……人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令で定められている物質をいう（16頁参照）。

「有害物質使用特定施設」……特定施設のうち、その施設において有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設をいう。（平成24年6月1日より工場及び事業場から排出水の全量を公共下水道に排出する場合も新設、既設を問わず届出対象となった。）

「有害物質貯蔵指定施設」……有害物質を貯蔵する指定施設のうち、有害物質を含む液体が地下に浸透するおそれがある施設で、有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設をいう。（平成24年6月1日より新設、既設を問わず届出対象となった。）

「水質汚濁防止法の特定事業場」……特定施設を設置している工場又は事業場をいう。

「公共用水域」……河川・湖沼・海域等の工場や事業場の敷地外の水域や水路をいう（公共下水道を除く。）。

「排水」……特定事業場から排出されるすべての水のことをいう（事業所排水や雨水も排水に含まれる。）。

「構造基準等」……平成24年6月1日より有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に義務付けられた構造等に関する基準及び定期点検の方法をいう（28～29頁参照）。

「汚水等排出施設」……みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第3の施設（111頁参照）をいう。具体的には、施設内で循環使用等により、系外に全く汚水（汚水を吸収させた固形物等も含む。）を排出しない施設以外のもので、汚水や廃液が排出される施設をいう。

「条例の特定事業場」……汚水等排出施設を設置している工場又は事業場をいう。

※特定事業場から公共用水域に排水を排出しない例

- ・排水（雨水を含む。）を公共下水道に全量放流する場合
- ・排水（雨水を含む。）を共同処理施設（第74号特定施設の設置届出済みのもの）に全量放流する場合

2 届出の種類

届出の必要な事業者は、表1又は表2のような届出をしなければなりません。

それぞれ届出には期限がありますので厳守してください。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は罰せられることもありますので注意してください（31頁の表9及び32頁の表10参照）。

〔注意事項〕

- 1 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置又は構造等の変更をする場合は、届出が受理されても60日間は設置又は構造等変更の工事に着手することはできません。この期間内に工事に着手したい場合は、別に「**期間短縮願**」を提出してください。
- 2 期間短縮が認められる場合でも通常は20日間程度の日数が必要となります。

表1 水質汚濁防止法に基づく届出一覧表

	届出を必要とする場合	届出の時期	法律条文	様式
1	特定施設を設置しようとする場合	設置の60日以前	第5条	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書
2	有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合	設置の60日以前	第5条第3項	（様式第1）
3	一つの施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際、現にその施設を設置（工事中を含む。）している場合	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった日から30日以内	第6条第1項	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出書 （様式第1）
4	上記1～3の届出を行った特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統、有害物質に係る搬入及び搬出の系統を変更しようとする場合 （※1 公共下水道への接続を含む。）	変更の60日以前	第7条	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）変更届出書 （様式第1）
5	上記1～3の届出を行った者に次の変更があった場合（①氏名又は名称、②住所（法人にあってはその所在地）、③法人にあっては、その代表者の氏名、④工場又は事業場の名称、⑤工場又は事業場の所在地）（※2）	変更した日から30日以内	第10条	氏名等変更届出書 （様式第5）
6	上記1～3の届出を行った特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止した場合（※3）	使用を廃止した日から30日以内	第10条	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書 （様式第6）
7	上記1～3の届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続若しくは法人にあっては合併又は分割によって、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継した場合	承継があった日から30日以内	第11条第3項	承継届出書 （様式第7）

※1 501人槽以上のし尿浄化槽を設置している事業者が、公共下水道に接続し、し尿浄化槽を使用しなくなる場合は廃止届となります。

※2 承継を伴う場合には、7の承継届出書に変更前後の名称等を記載することで、氏名等変更届の提出を省略できます。

※3 有害物質（土壤汚染対策法に規定の特定有害物質26物質）を製造、使用又は処理する有害物質使用特定施設を廃止する等した場合は、土壤汚染対策法の規定に基づく土壤汚染状況調査の義務が生じ、原則、当該使用等していた有害物質に係る調査を行う必要があります。

表2 みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく届出一覧表

	届出を必要とする場合	届出の時期	条例条文	様式
1	汚水等排出施設を設置しようとする場合	設置の60日以前	第37条	汚水等排出施設設置届出書(様式第9号)
2	一つの施設が汚水等排出施設となった際、現にその施設を設置(工事中を含む。)している場合	特定施設となった日から30日以内	第38条	汚水等排出施設使用届出書(様式第9号)
3	上記届出を行った汚水等排出施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統を変更しようとする場合(公共下水道への接続を含む。)	変更の60日以前	第39条	汚水等排出施設変更届出書(様式第9号)
4	上記1、2の届出を行った者に次の変更があった場合(①氏名又は名称、②住所(法人にあってはその所在地)、③法人にあっては、その代表者の氏名、④工場又は事業場の名称、⑤工場又は事業場の所在地)(※1)	変更した日から30日以内	第25条	氏名等変更届出書(様式第4号)
5	上記1、2の届出を行った汚水等排出施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内	第25条	使用廃止届出書(様式第5号)
6	上記1、2の届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続若しくは法人にあっては合併又は分割によって、その届出に係る汚水等排出施設を承継した場合	承継があった日から30日以内	第26条第3項	承継届出書(様式第6号)

※1 承継を伴う場合には、6の承継届出書に変更前後の名称等を記載することで、氏名等変更届の提出を省略できます。

3 届出の方法

(1) 届出書類

届出の内容により、次のような書類が必要です。

水質汚濁防止法の特定施設の場合

届出の種類	届 出 書 類	
設 置 届	特定施設設置届出書（様式第1）	別紙1、1の2、2～4、6（有害物質を含む汚水等の地下浸透を行う場合：別紙7～11）、（有害物質を使用し、かつ公共用水域への排出水がない場合：別紙12～15）、その他参考事項、別図等
使 用 届	特定施設使用届出書（様式第1）	
変更届（構造等）	特定施設変更届出書（様式第1）	
氏名等変更届	氏名等変更届出書（様式第5）	
使用廃止届	特定施設使用廃止届出書（様式第6）	
承 継 届	承継届出書（様式第7）	

水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設の場合

届出の種類	届 出 書 類	
設 置 届	有害物質貯蔵指定施設設置届出書（様式第1）	別紙12～15、その他参考事項、別図等
使 用 届	有害物質貯蔵指定施設使用届出書（様式第1）	
変更届（構造等）	有害物質貯蔵指定施設変更届出書（様式第1）	
氏名等変更届	氏名等変更届出書（様式第5）	
使用廃止届	有害物質貯蔵指定施設使用廃止届出書（様式第6）	
承 継 届	承継届出書（様式第7）	

みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例の汚水等排出施設の場合

届出の種類	届 出 書 類	
設 置 届	汚水等排出施設設置届出書（様式第9号）	別紙1～5、その他参考事項、別図等
使 用 届	汚水等排出施設使用届出書（様式第9号）	
変更届（構造等）	汚水等排出施設変更届出書（様式第9号）	
氏名等変更届	氏名等変更届出書（様式第4号）	
使用廃止届	使用廃止届出書（様式第5号）	
承 継 届	承継届出書（様式第6号）	

※ 構造等の変更届については、**変更説明書**を添付してください（94頁参照）。また、変更前後の書類（92～93頁参照）の他、変更のない頁も上部余白に「変更なし」と記載して添付してください。

※ 公共下水道へ接続する場合は変更届（構造等）（略式）を提出してください（95頁参照）。

届出書の用紙は、保健所にあります。また、「みやぎの環境」のホームページからのダウンロードも可能です。

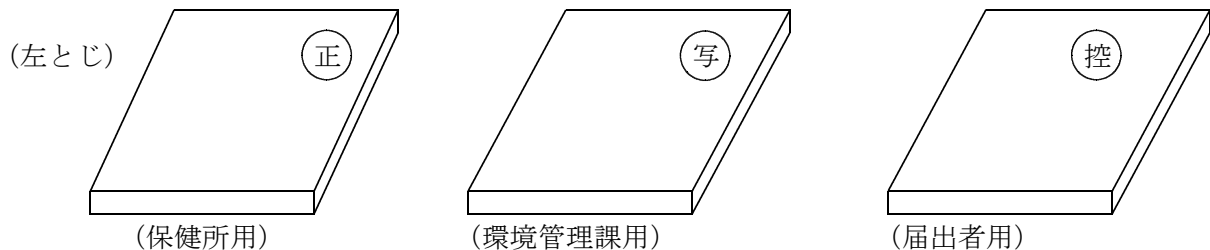
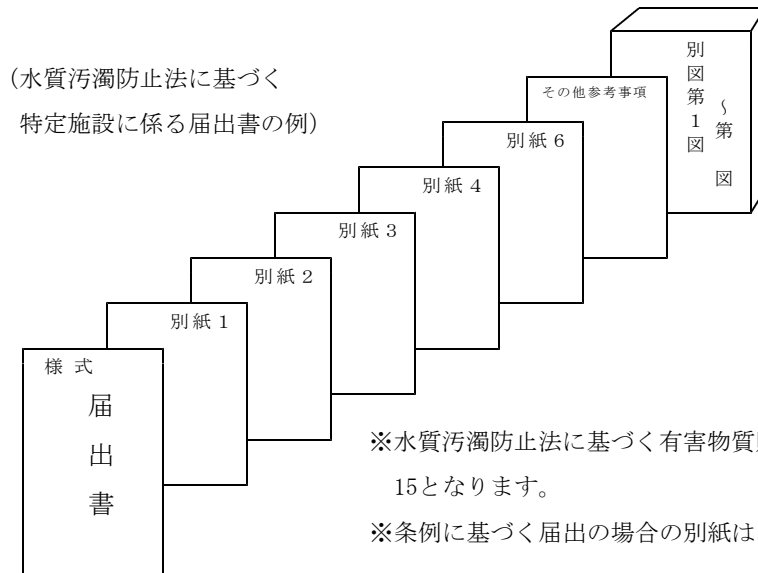
巻末の届出書様式をコピーして使用することもできます。

設置届については、会社の概要書など参考となる資料も添付してください。

(2) 作成部数

届出書は次のように3部作成してください。大きさはA4とします。

(図面等もA4の大きさに折りまげてください。)



- ・別紙は施設の種類により異なりますので、前頁を御確認ください。別紙1の2は有害物質を使用等する特定施設に係る届出の場合のみ添付してください。なお、別紙5は宮崎県では該当しません。
- ・「その他参考事項」は工場又は事業場の概要を記入するものです(48頁参照)。
- ・添付する図表は番号(別紙や「その他参考事項」等の図表番号と整合させること)をつけて「その他参考事項」の次にとじてください。
- ・添付図関係

記載例を参照してください。届出の内容によって必要なものを整備して、A4の大きさ(様式の大きさ)に折りまげてください。

イ：周辺の見取図

事業場の近くの目標物(駅・バス停・国道など)、排水の排出先の側溝及び河川などを含む範囲で作成してください。

また、目標物及び排出先河川等は名称を明記してください。

ロ：建物・施設の配置及び用排水の系路図

敷地境界線を含む範囲で作成してください。

建築物、特定施設、汚水処理施設の配置及び色分けした主要な用排水の系路を記入してく

ださい。

また、特定施設に関連する主要装置・機械についても、必要な範囲で記入してください。
必要であれば別に詳細図（建屋内施設配置など）を作成してください。

ハ：特定施設の構造概要図

特定施設の構造を示す図面で、メーカーの設計図面、カタログなどや材質、能力、主要寸法などを記載した仕様書を添付してください。

簡単な構造のものは手書き図面でも十分です。

ニ：汚水処理施設の構造概要図

汚水等の処理を行う施設の構造図です。沈でん槽など簡単なものについては手書きのもので十分です。

生物処理など高度の処理施設については、メーカーの設計図面、処理フローシート、設計計算書、仕様書などを添付してください。

ホ：特定施設を含む操業の系統図

生産・加工など事業の内容をフローシート（作業工程図）として表したものです。

汚水等の発生源となる特定施設や工程については、そこから排出される水量及び水質をできる限り記入してください。

ヘ：汚水等の処理系統図

汚水等の処理のフローシート（処理工程図）です。

複数の汚水処理系列がある場合は各系列ごとに汚水等の発生源や処理施設への水量とその水質及び処理水量とその水質を区別できるように記入してください。

ト：用水及び排水の系統図

別紙6の内容（用水の種類及び量）を、放流先まで含めた系統図（用途別排水量）として表にしてください。排水基準の適用を受ける事業場については、用排水収支図を作成してください。

なお、内容の簡単なものでは図面を併用することができます。

チ：構造基準等が適用される設備の一覧

構造基準等が適用される設備について設備ごとに点検方法、頻度などを記載した一覧表を添付してください（77頁参照）。

リ：地下浸透について

有害物質を含む汚水等の地下浸透については、保健所と十分に相談してください。

(3) 提出先

水質汚濁防止法の特定施設（有害物質貯蔵指定施設）又は条例の汚水等排出施設を設置する場所を管轄する保健所に3部提出してください。うち1部はお返ししますが、次の届出の際に必要ですので、控えとして大切に保管しておいてください。

なお、宮崎市内に特定施設（有害物質貯蔵指定施設）又は汚水等排出施設を設置しようとする場合等（変更等を含む。）は、宮崎市役所の担当課にお問い合わせください（165頁参照）。

4 届出後の注意

(1) 着工の制限期間

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）又は汚水等排出施設の設置又は構造等の変更をする場合は、届出が受理された日から60日間は工事に着手することができません。

この期間内に工事に着手したい場合は、「期間短縮願」を提出してください。内容が相当と認められるときは、実施の制限期間を短縮する旨通知します。この場合も、通知があるまでは工事に着手することができません。

(2) 計画変更命令

県では、汚水等の処理の方法など、届出の内容について審査し、排水基準又は構造基準に適合しないと認めるときは計画の変更（計画の廃止を含む。）を届出者に命ずることがあります。

(3) 届出の義務

届出には表1又は表2（6～7頁参照）のような種類がありますので、その都度、定められた届出をしてください。

特に代表者の交代、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の更新の際など忘れずに届出をしてください。

なお、公共下水道へ接続する場合も構造等の変更届が必要です（95～96頁参照）。

(4) 排水基準の順守

有害物質を含む排水を排出する特定事業場及び日間平均排水量が50m³以上（大淀川上流域の上乗せ地域では25m³以上）の特定事業場からの排水については表4～7（16～21頁参照）のように各項目ごとに排水基準が設定されています（条例の特定事業場については表4と同じ基準が適用となります。）。

この排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある場合や、排出した場合には、行政措置（改善命令など）や罰則等（31頁参照）の対象となります。

排水基準の適用されない事業場においても、河川や海の水質汚濁の防止及び生活環境の保全のため、十分留意して排水してください。

(5) 地下浸透の制限

有害物質を含む水は、地下に浸透することはできません。

地下に浸透させる場合には、表5（18～19頁参照）のように厳しい基準が設定されています。

(6) 測定義務等

排水基準の適用を受ける特定事業場については、排水の水質の測定義務があり、測定結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません（24～26頁参照）。

(7) 汚水処理施設の維持管理

汚水処理施設の維持管理については、排水基準に適合するよう日ごろから水質に留意の上、管理日報を整備するなど、常に十分な注意をしてください（12頁の表3参照）。

なお、条例の特定事業場についても同様です。

(8) 構造基準等の順守

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、構造基準、使用の方法に関する基準が設定されており、定期点検・記録が義務付けられています（28～29頁参照）。

(9) 事故時の措置

事故等により公害が発生したり、発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、最寄りの保健所に速やかに報告してください（参考様式：161頁参照）。

表3 汚水処理施設の維持管理についての検討事項

基本事項		備考
1 処理施設の維持管理の徹底を図る。	(1) 運転日報を整備し、適切に管理する。	運転日報では、重要機器の運転状況、原材料在庫、処理原水と処理水の水質等を毎日確認する。
	(2) 作業標準を作成し、その周知徹底を図る。	特に運転状態が異常の場合の緊急措置についても定めておく。
	(3) 管理体制の強化	処理施設副管理者を定めておく。
	(4) 最適運転条件を掌握し、的確に保持する。	例えば、生物処理施設における冬季水温低下に対する対応策を的確にする。
	(5) 原水濃度の均一化を図る。	原水調整槽の適切な容量確保等により、原水濃度の均一化を図る。
2 処理施設の安全率(信頼性)の向上を図る。	(1) 重要機器には、予備機を設置する。	特に重要なポンプ等については予備機を設置する。
	(2) 重要な制御箇所は、自動化する。	原水のpH制御等
	(3) 重要機器については、緊急遮断装置を連動させ、警報機を設置する。	例えば、活性汚泥装置では、原水フィードポンプ、曝気用送風機、返送汚泥ポンプ等を緊急時には、連動して遮断するよう回路を配線し、警報機を設置する。
	(4) 老朽機器等は的確に取り替える。	
3 操業の休止・停止時における処理施設の適切な保全を図る。	操業の休停止時においても適切に保全し、スタート時のトラブルを避けること。	
4 処理施設の処理能力に対し、現状負荷が適切かどうかの確認をする。	生産量の漸進、生産設備の増強等には、処理施設の能力を常に念頭におき、適宜、確認する。	
5 公害防止組織の整備を図り、従業員の訓練等をも実施し、的確に運用する。	生産部門と排水処理部門との日常、異常時の連携、上層部までの指揮系統等適切に行う。	

排 水 基 準 等

5 排水基準等

(1) 一律排水基準

水質汚濁防止法により、全国の全水域について一律の排水基準が定められています（16～17頁の表4参照）。

有害物質については排水量に関係なく適用されますが、その他の項目については排水量50m³/日以上の特特定業場について適用されます。

また、有害物質を含む排水を地下に浸透させることはできません（18～19頁の表5参照）。

(2) 上乘せ排水基準

五ヶ瀬川下流域及び大淀川上流域にある水質汚濁防止法の特特定業場については、上乘せ条例により一律排水基準より厳しい上乘せ排水基準が適用されます（20頁の表6、21頁の表7及び22頁の図4参照）。

(3) 条例の排水基準

条例の污水等排出施設については、16～17頁の表4と同じ排水基準が適用されます。

(4) 窒素及び磷に係る排水基準

尾末湾、川内川、綾北ダム貯水池、立花ダム貯水池、上椎葉ダム貯水池及び日南ダム貯水池に流入する区域内の排水量50m³/日以上の特特定業場について、窒素及び磷の排水基準が適用されます（22頁の図4参照）。

(5) 磷に係る排水基準

大野川並びに県内の20の湖沼及びダム貯水池が磷の規制対象湖沼に指定されていますので、これらに流入する区域内の排水量50m³/日以上の特特定業場については、磷の排水基準が適用されます（22頁の図4参照）。

(6) その他（排水基準適用フローについて）

上記の(1)から(3)に関して、水質汚濁防止法又はみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に係る特特定業場の排水基準の適用については、15頁の図3-①又は図3-②を御参照ください。

図 3 - ①

①排水基準適用フロー（水質汚濁防止法関連）

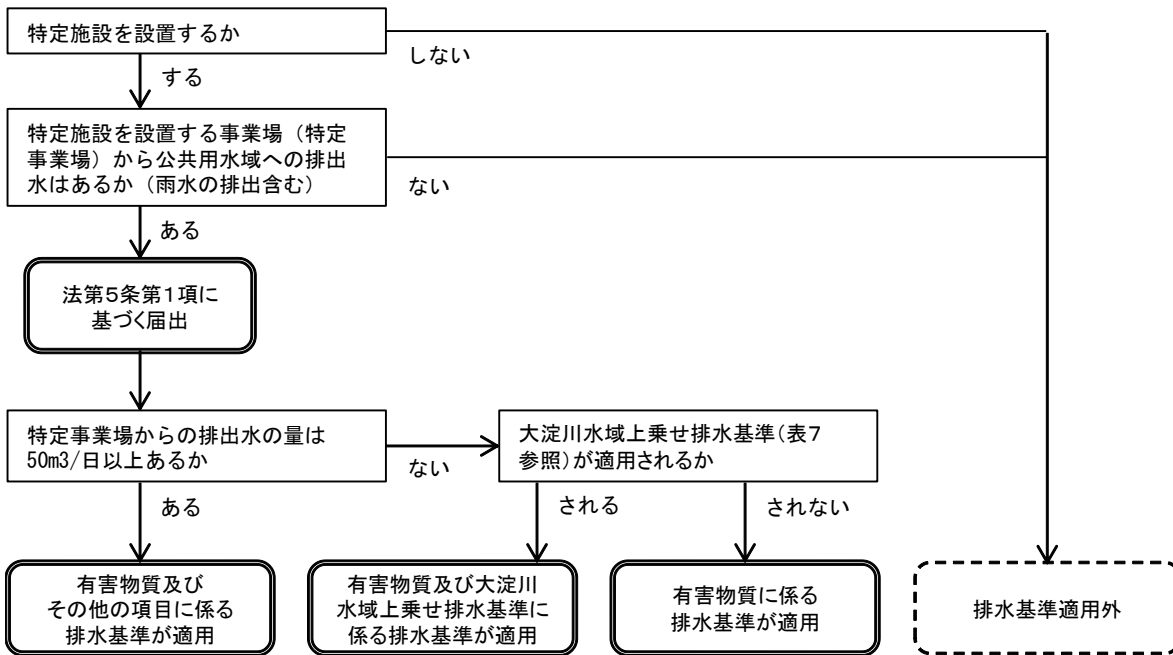


図 3 - ②

②排水基準適用フロー（条例関連）

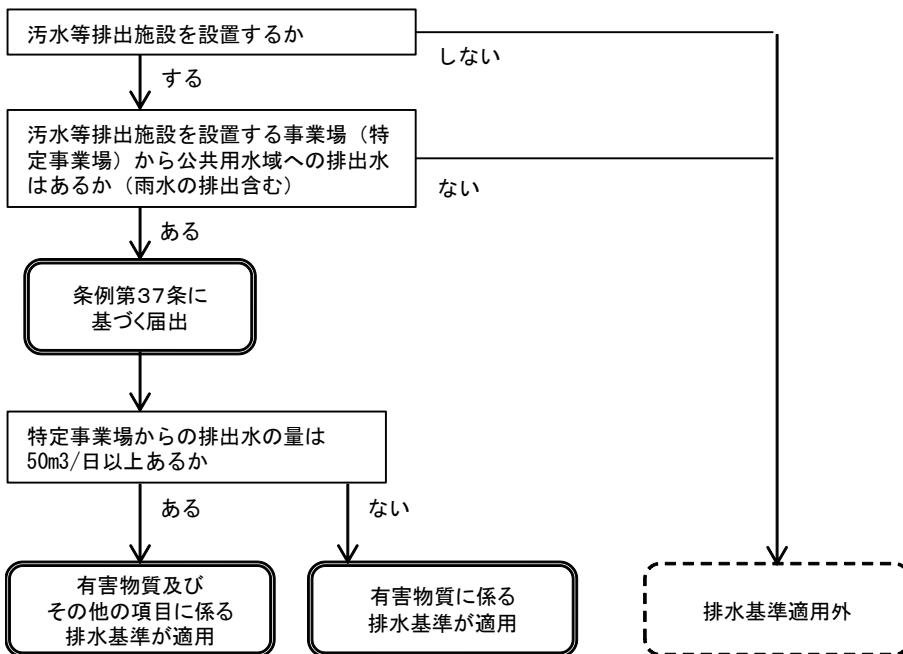


表4 一律排水基準

(1) 有害物質（污水に係る有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物（海域以外に排出する場合）	10 mg/L
〃（海域に排出する場合）	230 mg/L
ふっ素及びその化合物（海域以外に排出する場合）	8 mg/L
〃（海域に排出する場合）	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

(備考)

- 1 六価クロム化合物は令和6年4月1日から排水基準が0.5mg/Lから0.2mg/Lに強化されたが、経過措置として、特定業種では3年間、施行日時時点で既設の特定施設においては半年又は1年間は従前の排水基準が適用される。
- 2 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、一部の業種について暫定基準が適用される。（令和10年9月30日まで）

(2) その他の項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 Lにつきmg) (BOD)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 Lにつきmg) (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 Lにつきmg) (SS)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 Lにつきmg)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 Lにつきmg)	30
フェノール類含有量 (単位 1 Lにつきmg)	5
銅含有量 (単位 1 Lにつきmg)	3
亜鉛含有量 (単位 1 Lにつきmg)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1 Lにつきmg)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 Lにつきmg)	10
クロム含有量 (単位 1 Lにつきmg)	2
大腸菌数 (単位1mLにつきCFU)	日間平均 800
窒素含有量 (単位 1 Lにつきmg)	120 (日間平均 60)
燐含有量 (単位 1 Lにつきmg)	16 (日間平均 8)

(備考)

- 1 みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例の規定に基づく排水基準 (汚水等排出施設を設置している事業場に適用) についても、一律排水基準と同様の排水基準が適用となる。
- 2 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 その他の項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 4 亜鉛含有量については、一部の業種に暫定基準が適用される。(令和11年12月10日まで)
- 5 窒素及び燐含有量については、特定の地域 (図4参照) についてのみ適用され、一部の業種に暫定基準が適用される。(閉鎖性海域については令和10年9月30日まで)

表5 特定地下浸透水に係る検定方法及び検出されるとする濃度

特定地下浸透水に係る検定方法は、下に示す表の左欄の物質ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、検出されるとする濃度は右欄に掲げる値以上とする。

有害物質の種類	検 定 方 法	検出されるとする濃度
カドミウム及びその化合物	日本産業規格(以下、この表において「規格」という。)K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5 に定める方法	0.001mg/L
シアン化合物	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法	0.1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	0.005mg/L
六価クロム化合物	規格K0102-3 24.3.1(規格K0102-3 24.3.3 及び 24.3.7を除く。)に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格K0102-3 24.3.3.4のb)及び規格K0102-3 24.2(規格K0102-3 24.2.2は除く)に定める方法)又は規格K0102-3 24.3.2に定める方法	0.01 mg/L
砒素及びその化合物	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表1に掲げる方法	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表3に掲げる方法及び昭和49年9月環境庁告示第64号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)付表1に掲げる方法	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	環境基準告示付表3に掲げる方法	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L
ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004mg/L

有害物質の種類	検 定 方 法	検出される とする濃度
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002mg/L
チウラム	環境基準告示付表4に掲げる方法	0.0006mg/L
シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003mg/L
チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002 mg/L
ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	規格K0102-3 5.2、5.3、5.5又は5.6に定める方法	0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4、5.2及び5.5又は5.2.2及び5.6に定める方法	0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6又は13.7に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102-2 15.7、15.8に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	環境基準告示付表7に掲げる方法	0.005 mg/L

表6 五ヶ瀬川水域上乗せ排水基準

区 分	項目及び許容限度 (単位1Lにつきmg)						
	化学的 酸素要求量		生物化学的 酸素要求量		浮遊物質量		銅含有量
	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大
火薬（雷管を除く。）、医薬品添加物 及び食品添加物の製造業	40	60	40	60	50	70	
化学繊維（ナイロン66を除く。） 及び医薬品の製造業	120	160	50	70	60	80	1.5
化学肥料、硝酸、か性ソーダ、塩 素、塩酸及びサランの製造業	25	35	20	25	40	50	
化学繊維（ナイロン66に限る。）、 火薬（雷管に限る。）及び合成樹脂 （ポリアミド樹脂に限る。）の製造業	120	160	50	70	50	70	
その他の製造業	20	30	20	30	50	70	
<p>備 考</p> <p>1 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排水をいう。以下この表及び表8において同じ。）の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p>							

区域の名称	範 囲
五ヶ瀬川水域	延岡市神戸町47番地の29地先黒礁と延岡市赤水町293番地の1地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸により囲まれた延岡湾並びにこれに流入する公共用水域（川島橋（左岸－延岡市川島町3518番地の2地先、右岸－延岡市無鹿町1丁目3351番地の6地先）から上流の北川、粟野名堰堤（左岸－延岡市中川原町5丁目5378番地地先、右岸－延岡市中川原町5丁目5417番地地先）から上流の祝子川、亀井橋（左岸－延岡市北小路3635番地の2地先、右岸－延岡市東本小路96番地の5地先）から上流の五ヶ瀬川、大瀬橋（左岸－延岡市柳沢町2丁目6番地の7地先、右岸－延岡市大瀬町1丁目3番地の22地先）から上流の大瀬川及び沖田橋（左岸－延岡市小野町6438番地の2地先、右岸－延岡市小野町5327番地の5地先）から上流の沖田川を除く。）

表7 大淀川水域上乗せ排水基準

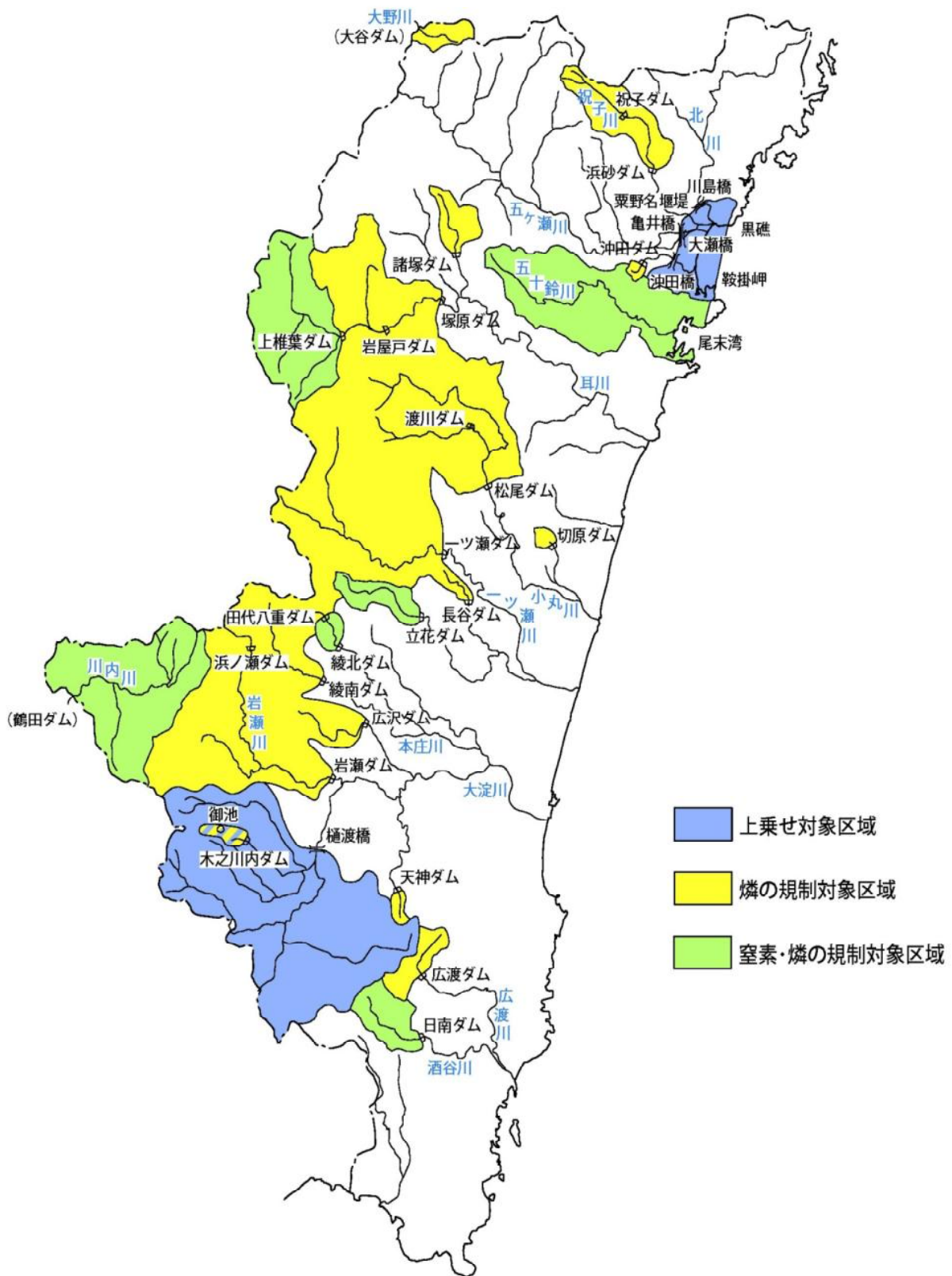
区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適 用
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1Lにつきmg)		浮遊物質(単位1Lにつきmg)		大腸菌数(単位1mLにつきCFU)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	
昭和56年8月1日 前に設置されている 特定事業場 (特定施設の設置 の工事を行っている ものを含む。)	排出水量50m ³ 以上 のもの		30	40	40	60		昭和57年 8月1日 から
	排出水量25m ³ 以上 50m ³ 未満のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	800	
昭和56年8月1日 以降に設置される 特定事業場	排出水量50m ³ 以上 のもの		20	25	30	40		昭和56年 8月1日 から
	排出水量25m ³ 以上 50m ³ 未満のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	800	

備 考

- この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 「特定施設」とは、同条第2項に規定する特定施設をいう。
- 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から1年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。

区域の名称	範 囲
大 淀 川 水 域	宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋(左岸-都城市高崎町繩瀬字鳩越4100番地の1地先、右岸-都城市高城町有水字宮田島850番地の1地先)に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域

図4 上乗せ対象区域及び窒素・磷の規制対象地区



排出水の測定義務等

6 排出水の測定義務等

(1) 対象事業者

水質汚濁防止法によって排水基準が定められた事業者は、その排出水の水質の測定を定期的に行うことが義務付けられています。

なお、条例の特定事業場についても同様です。

(2) 対象項目

有害物質については、排出水量に関係なく、

① 原材料・製品（不純物を含む。）に含まれている項目

② 副生物（不純物を含む。）・二次生成物として発生する又は発生するおそれのある項目

* 「含まれている」及び「発生する又は発生するおそれのある」の判断については、当分の間、告示等で定められている測定法による定量下限値以上の濃度とする。

が対象になります。

その他の項目に関しては、排出水量50m³/日以上の特定期間について、pH、BOD（海域への放流についてはCOD）、SS、大腸菌数及び排出水中に含まれるその他の項目が対象となります。ただし、水質汚濁防止法に係る特定事業場について、上乗せ排水基準の対象となる区域では排出水量25m³/日以上の特定期間について、前述の項目が対象となります。

設置届出（変更届出）の際には、これらの項目について、別紙4の『排出水の汚染状態及び量』の欄に記載していなければいけません。

(3) 測定頻度

測定の頻度に関しては、水質汚濁防止法に係る特定事業場について、1年に1回以上と定められています。ただし、旅館業（温泉を利用する者に限る。）に属する特定事業場については、一部の事項について3年に1回以上と定められています。

なお、宮崎県では、26頁のとおり、測定回数の大まかな目安を定めています。

(4) 測定の時期

測定の時期については、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとされています。なお、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻はそれぞれの事業内容に応じた年間変動及び日間変動を勘案し、事業者自ら判断するものとされています。

(5) 測定結果の記録及び保存

測定に係る水質測定記録表（水質汚濁防止法施行規則様式第8又はみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則様式第10号）及び計量証明書について、3年間保存することが義務付けられています（25頁参照）。

○水質汚濁防止法で定める特定事業場の場合

様式第8（規則第9条関係）

水質測定記録表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

- 備考 1 採水年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

○条例で定める特定事業場の場合

様式第10号（条例第27条関係）

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		汚水等排出 施設の使用 状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

備考 採水年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

○測定回数を目安

排 出 水 量	回 数
1,000m ³ /日以上（その他の項目について適用）	毎月1回以上
500m ³ /日以上 1,000m ³ /日未満（ 〃 ）	年に8回以上
100m ³ /日以上 500m ³ /日未満（ 〃 ）	年に6回以上
50m ³ /日以上 100m ³ /日未満（ 〃 ） （上乗せ条例によるスソ切りのある場合には25m ³ /日以上とする。）	年に4回以上
有害物質を排出するおそれのあるもの（クリーニング業等を除く。） （地下への浸透を含む。）	毎月1回以上
有害物質を排出するおそれのあるもの（クリーニング業等）	年に2回以上
<p>注 1. 漬物工場の漬込期、焼酎工場の最盛期など負荷に変動のある事業については、負荷の大きくなる時期を必ず含むこと。</p> <p>2. 公害防止協定等で、上記の回数より多い場合は当該公害防止協定等によること。</p> <p>3. 分析機関は原則として計量証明の事業登録がされている事業所とすること。</p> <p>4. 副生物・二次生成物として発生又は発生するおそれのある有害物質の項目のうち公共用水域に排出するものについては、その検出値が排出基準の100分の1以下（概ね環境基準の10分の1以下）の桁の場合、年に2回以上を限度とし、適宜、測定回数を減ずることができること。</p> <p>ただし、異常な数値が確認されたとき又は生産工程、排出処理施設の変更等を行った場合は、必要に応じて測定回数を増やすこと。</p>	

なお、条例に定める汚水等排出施設のある事業場（条例に定める特定事業場）についても、この表に準じて排出水の測定を実施してください。

構 造 基 準 等

7 構造基準等

(1) 構造基準

水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む物質の地下への浸透を防止のための構造、設備に関する基準が定められています。構造基準等は、施設本体の床面及び周囲、配管等、排水溝等及び地下貯蔵施設に対して定められています。

構造基準等は、施設の設置時期等により異なり、以下のとおりA、B、C基準の呼び方で区別されています。なお、A基準は、B基準より構造等について求められる水準が高い半面、求められる点検の頻度がより低く設定されています。また、既設の施設であってもA基準の構造等に適合する場合は、A基準の定期点検を採用することが認められています。

構造基準等の内容については、環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>) にマニュアル(『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』)が掲載されていますので、そちらを御確認ください。

基準の種類		構造基準	使用の方法に関する基準	定期点検・記録の義務
A基準	平成24年6月1日以降に設置される施設※に適用される基準 ※平成24年5月31日以前に設置された施設であっても、平成24年6月1日以降に構造変更した場合には原則適用されません。	○		○
B基準	平成24年5月31日以前に設置された施設に適用される基準 (平成27年6月1日以降に適用)	○		○
C基準	平成24年5月31日以前に設置された施設に適用される基準 (平成27年5月31日までに限り適用)	—		○

(2) 使用の方法に関する基準

水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む物質の地下への浸透を防止のための使用の方法に関する基準が定められています。

構造基準と同様に、A、B、C基準が定められています。

(3) 定期点検・記録の義務

水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について定期点検及びその記録の保存が義務づけられています(29頁の表8参照)。

定期点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に異常等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければなりません。

構造基準と同様に、A、B、C基準が定められています。

表 8 記録の保存の義務

- 記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。
 - 一 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - 二 点検年月日
 - 三 点検の方法及び結果
 - 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
 - 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。
- 定期点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存する。
 - 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - 二 異常等を確認した年月日
 - 三 異常等の内容
 - 四 異常等を確認した者の氏名
 - 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

罰 則

8 罰 則

排水基準の適用を受ける事業場が排水基準に適合しない排水を排出した場合や、各種の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、又は60日間の工事の実施制限期間前に着工した場合などには表9及び表10の罰則がありますので注意してください。

表9 水質汚濁防止法罰則規定一覧表

根拠条文	摘 要	罰 則
第30条	計画変更命令（第8条）、改善命令（第13条第1項又は第13条の2第1項、第13条の3第1項）又は地下水浄化措置命令（法第14条の3第1項又は同条第2項）に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第31条	○排水基準（第12条第1項）に違反した場合 ○緊急時等の措置命令（第14条の2第4項又は第18条）に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ただし、過失により排水基準違反を犯した場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
第32条	特定施設の設置届出（第5条）、構造等変更届出（第7条）をしなかったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第33条	○特定施設の使用届出（第6条）をせず又は虚偽の届出をした場合 ○工事の実施制限期間（第9条第1項）の規定に違反した場合 ○排水の汚染状態の測定等（第14条第1項又は同条第5項）の規定に違反して記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者 ○報告及び検査（第22条第1項）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	30万円以下の罰金
第34条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第30～33条の違反行為をした場合	その法人又は人に対して各本条の罰金刑
第35条	氏名等の変更届出、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届出（第10条）、承継届出（第11条第3項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料

表10 みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例罰則規定一覧表（水質保全関係）

根拠条文	摘 要	罰 則
第70条	計画変更命令（第40条）、改善命令（第43条第1項）に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第71条	○排水基準（第42条第1項）に違反した場合 ○緊急時等の措置命令（第45条）に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ただし、過失により排水基準違反を犯した場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
第72条	○特定施設の設置届出（第37条）、構造等変更届出（第39条）をしなかったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第73条	○立入検査（第65条第1項第5号）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	30万円以下の罰金
第74条	○特定施設の使用届出（第38条）をせず又は虚偽の届出をした場合 ○工事の実施制限期間（第41条第1項）の規定に違反した場合	20万円以下の罰金
第75条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第70条、第71条、第72条又は第73条の違反行為をした場合	その法人又は人に対して各本条の罰金刑
第76条	氏名等の変更届出、汚水等排出施設使用廃止届出（第25条）、承継届出（第26条第3項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	5万円以下の過料

記 載 例

9 記 載 例

(1) 旅 館	35
(2) 自動式車両洗淨施設	53
(3) 養 豚 場	63
(4) 有害物質使用特定施設 (法第5条第1項) 届出書、別紙1、1の2及び有害物質使用特定施設に係る設備の概要の記載例	73
(5) 有害物質使用特定施設 (法第5条第3項) 届出書及び別紙12～15の記載例	78
(6) 有害物質貯蔵指定施設 届出書及び別紙12～15の記載例	84
(7) 構 造 等 の 変 更	90
(8) 公共下水道への接続	95
(9) 期 間 短 縮 願	97

(1) 旅館

旅館の例

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~設置~~(使用、変更)~~届出書

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事

殿

② 届出者

〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定によ
り、特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称 ③		〇〇旅館	※整理番号		
工場又は事業場の所在地④		〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種類 ⑤		66の3 イ ちゅう房施設 ハ 入浴施設	※施設番号		
有害物質使用特定施設の該当の有無 ⑥		有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果		
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考		
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。			
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。			
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	/			
	△有害物質使用特定施設の構造				別紙7のとおり。
	△有害物質使用特定施設の使用の方法				別紙8のとおり。
	△汚水等の処理の方法				別紙9のとおり。
	△特定地下浸透水の浸透の方法				別紙10のとおり。
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統				別紙11のとおり。

様式第 1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

(記 載 要 領)

① 届出年月日

届出書を提出する日を記入してください。

② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者の氏名、住所を記入してください。法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状（1通）を添付してください。

③ 工場又は事業場の名称

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の名称を記入してください。基本的には、排水処理施設まで含めた「工場又は事業場」の名称となります*。なお、同一の工場又は事業場においては、同一の名称を使用してください。

※排水を他の「工場又は事業場」で処理する場合

「特定施設を設置する工場又は事業場」（特定事業場）の排水を、他の工場又は事業場の排水処理施設で処理する場合、その排水処理施設は特定施設（第74号）に該当します。

④ 工場又は事業場の所在地

特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地を記入してください。

⑤ 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令別表第1（参考資料100～110頁参照）に掲げる号番号及び特定施設の名称を記入してください。

⑥ 有害物質使用特定施設の該当の有無

水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設に該当するかどうか、いずれかの□にチェックを入れてください。

(注) 1 第5条第2項及び第3項関係の欄については、該当ない場合は、斜線を引いてください。

2 届出書の内容チェックには、参考資料149～150頁の届出審査表を使うと便利です。

3 別紙5については、宮崎県は該当ありません。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称 ①	66の3号 イ ちゅう房施設	66の3号 ハ 入浴施設
型 式 ②	3槽シンク AB-100	浴場(男湯、女湯各1箇所)
構 造 ③	要部 ステンレス	要部 ステンレス
主 要 寸 法 ④	W L H 180cm×60cm×100cm	W L H 100cm×80cm×70cm
能 力 ⑤	10食/回	男湯、女湯の浴槽各々560ℓ
配 置	別添第1図のとおり	別添第1図のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日 ⑥	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項 ⑦		

備考 配置の欄には、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

① 号番号、名称及び通称

水質汚濁防止法施行令別表第1（参考資料100～110頁参照）の号番号、名称を記入してください。

② 型 式

メーカー名と機種番号を記入してください。

③ 構 造

鋼鉄製、塩ビ製、木製等の区別を記入してください。

④ 主要寸法

外廻りの寸法を記入してください。

⑤ 能 力

時間当たり、1回当たりの能力を記入してください。

⑥ 工事着手予定年月日

届出の日（35頁①）から60日以後の日付を記入してください。

60日以前に工事着工を希望する場合は、この欄に60日以後の予定日を記入し、別に「期間短縮願」（97頁参照）を提出してください。

⑦ その他参考となるべき事項

特定施設の数やその他参考となる事項を記入してください。

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称	66の3号 イちゅう房施設		66の3号 ハ入浴施設		
設置場所	別添第1図のとおり		別添第1図のとおり		
操業の系統①	別添第2図のとおり		別添第2図のとおり		
使用時間間隔②	8時～9時、12時～13時、18～19時		19時～21時		
1日当たりの使用時間③	3時間		2時間		
使用の季節的変動④	なし		なし		
原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量⑤、⑥、⑦	洗剤 食洗機に投入 50ml/日 肉、魚、野菜 調理使用 3kg/日 白米 " 2kg/日		石けん 50g/日 シャンプー 100ml/日 リンス 50ml/日		
汚水等の汚染状態⑧	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD (mg/L)	600	1,200	75	150
	SS (mg/L)	20	40	30	60
	大腸菌数(CFU/mL)	1,000	2,000	1,500	3,000
汚水等の量 (m ³ /日)⑨	通常	最大	通常	最大	
	0.3	0.5	1.2	1.5	
その他参考となるべき事項⑩					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

① 特定施設を含む操業の系統

フローシート等で表してください。余白の部分に書ききれないときは別図としてください。

② 使用時間間隔

特定施設の平均的な使用時間間隔を記入してください。

③ 1日当りの使用時間

特定施設を使用する1日当たりの平均的な時間を記入してください。

④ 季節的変動の概要

特定施設の使用時間に季節的な変動がある場合は記入してください。

⑤ 使用原材料の種類

特定施設を含む作業工程で使用する原材料の名称を記入してください。有害物質を使用している場合は、必ず記入してください。

⑥ 使用方法

特定施設における原材料の使用方法を記入してください。

⑦ 1日当りの使用量

原材料の1日当たりの平均的な使用量を記入してください。

⑧ 汚水等の汚染状態

各特定事業場の該当する排水基準の項目について、各特定施設ごとに汚水の処理前の水質を記入してください。使用有害物質等による汚水が発生するおそれがある場合は、それら有害物質の濃度について記入してください。

⑨ 汚水量

通常の使用時における各特定施設の日間平均及び最大の汚水量を記入してください。季節的な操業を行う業種については、操業期間中についての水量を記入してください。

⑩ その他参考となるべき事項

原材料の商品名や特定施設の付帯設備等参考となることを記入してください。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所		別添第1図のとおり							
設置年月日		年 月 日		年 月 日					
工事着手予定年月日①		令和〇〇年〇〇月〇〇日							
工事完成予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日							
使用開始予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日							
種類及び型式②		合併処理浄化槽 (G-1)							
構造③		FRP							
主要寸法④		3×3×8m							
能力⑤		20人槽							
処理の方式⑥		嫌気ろ床接触曝気方式							
処理の系統		別添第3図のとおり							
集水及び導水の方法		別添第1図のとおり							
使用時間間隔⑦		0時～24時							
1日当たりの使用時間⑧		24時間							
使用の季節変動⑨		なし							
消耗資材の1日当たりの用途別使用量⑩		固形塩素剤 滅菌 〇〇g/日							
汚水等の汚染状態及び量	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前⑪	処理後⑫	処理前⑪	処理後⑫	処理前⑪	処理後⑫	処理前⑪	処理後⑫
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6				
	BOD (mg/L)	200	10	400	20				
	SS (mg/L)	15	5	30	10				
	大腸菌数(CFU/mL)	2,000	0	4,000	0				
	量 (m ³ /日) ⑬	1.5	1.5	2.0	2.0				
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法⑭、⑮、⑯		余剰汚泥〇〇kg/月 外部業者に処分委託							
排出水の排出方法		別添第1図のとおり							
その他参考となるべき事項⑰									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

- ① **工事着手予定年月日**
39頁の⑥を参照してください。
- ② **種類（名称）及び型式**
汚水処理施設が2つ以上ある工場又は事業場においては、各処理施設ごとに②～⑰を記入してください。
型式は、メーカーでの呼び方を記入してください。
- ③ **構造**
鉄筋コンクリート製等、その材質を記入してください。
- ④ **主要寸法**
主要な装置の外寸、容積等を記入してください。
- ⑤ **能力（ m^3 /日）**
1日当たりの最大処理水量を記入してください。
- ⑥ **処理の方式**
活性汚泥法、加圧浮上法、凝集沈でん法、活性炭吸着法等、処理方式を具体的に記入してください。
- ⑦ **使用時間間隔**
通常の操業時における平均的な使用時間間隔を記入してください。
- ⑧ **1日当りの使用時間**
通常の操業時における1日当たりの平均的な使用時間を記入してください。
- ⑨ **季節的変動の概要**
使用に季節的変動がある場合はその概要を記入してください。
- ⑩ **消耗資材名及び用途別使用量**
処理施設で使用する消耗資材（中和剤、凝集剤等）の品名、用途及び1日当たりの平均的な使用量を記入してください。
- ⑪ **処理前水質**
処理施設に流入する汚水等（特定施設から排出される汚水又は廃液）について、工場又は事業場に適用される排水基準の項目の水質を記入してください。
- ⑫ **処理後水質**
処理前水質について記入した項目に関して、記入してください。
- ⑬ **汚水等の量（ m^3 /日）**
処理施設で処理する通常及び最大の汚水等の量を記入してください。
- ⑭ **残さの種類**
余剰汚泥、スクリーンかす、沈でん物等汚水処理によって生ずる残さの種類を記入してください。
- ⑮ **生成量**
1か月当たりの残さの生成量を種類ごとに kg /月の単位で記入してください。
- ⑯ **処理の方法の概要**
脱水後埋立て、処理業者に委託、焼却等処理の方法を具体的に記入してください。
- ⑰ **その他参考となるべき事項**
委託する処理業者名、埋め立てる場所等参考となることを記入してください。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口No1		排水口No2	
排水水の汚染状態①	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6		
	BOD (mg/L)	10	20		
	SS (mg/L)	5	10		
	大腸菌数(CFU/mL)	0	0		
排水水の量 (m ³ /日)②		通常	最大	通常	最大
		2.0	2.5	0	0
その他参考となるべき事項③				雨水のみの専用排水口	

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

① 排水水の汚染状態

排水基準が定められている事項のうち、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるもの（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推定される物質を含みます。）について、排水口ごとに、排水水の水質を記入してください。

② 排水水の量（ m^3 ／日）

排水口ごとに記入してください。

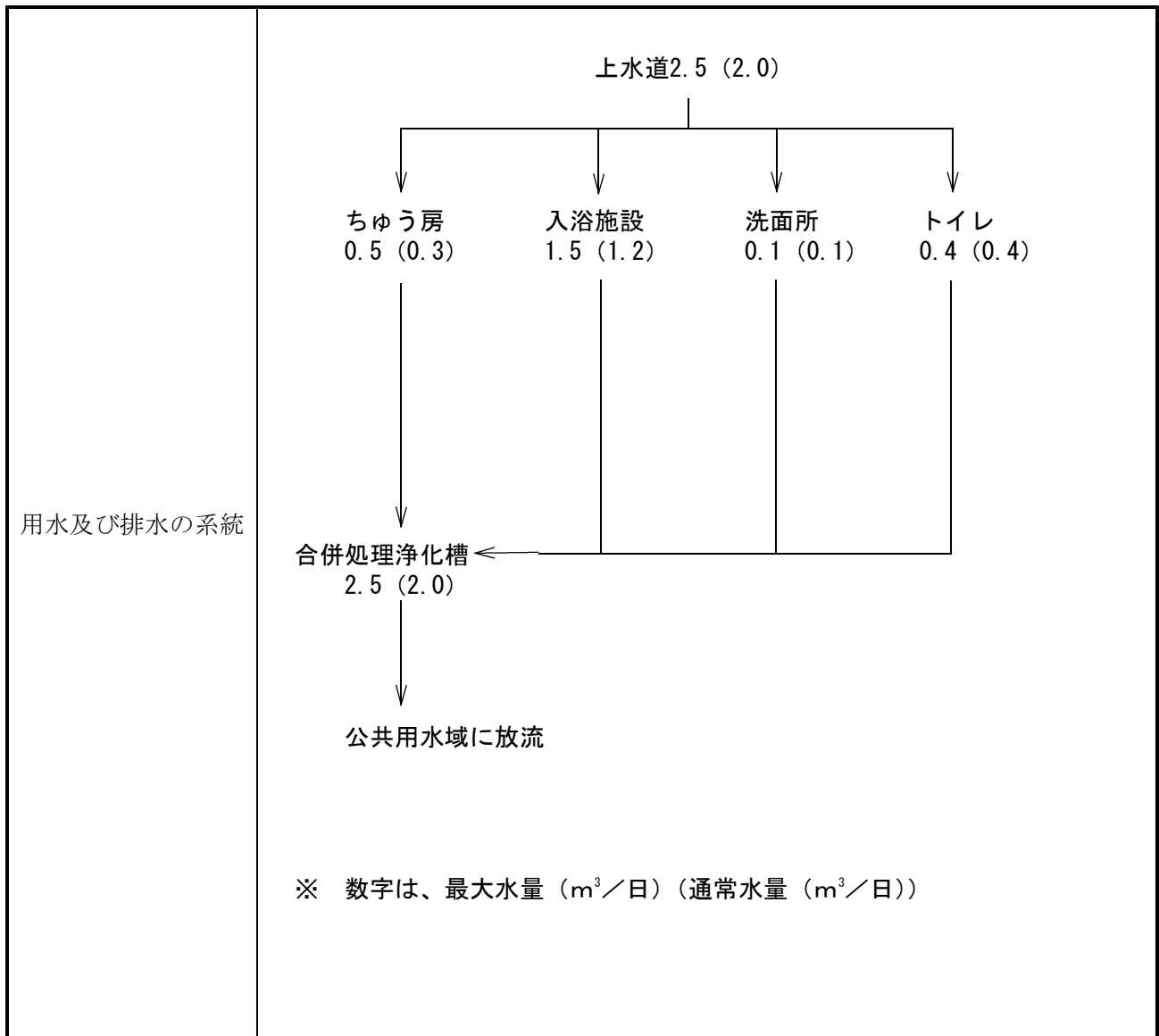
雨水専用排水口については、日間平均排水量 0 m^3 ／日として記入してください。

③ その他参考となるべき事項

雨水は排水量に含みませんが、雨水専用排水口があればその旨記入してください。

雨水のみ排出する事業場については「雨水のみ排水」等と記載してください。

用水及び排水の系統



用 途 別	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)
用 水 使 用 量	ちゅう房用水	上 水 道	0. 3
	入浴施設用水	上 水 道	1. 2
	洗面用水	上 水 道	0. 1
	トイレ用水	上 水 道	0. 4
		合 計	

用途別用水使用量（m³／日）

用水の最大使用量を用途別に記入してください。

排水されない水（ボイラー用水、原料用水、温調用水等）については、その旨を記入してください。

その他参考事項

イ 参考事項

工 場 敷 地 面 積	800m ²
工 場 建 坪 面 積	500m ²
操 業 時 間 ①	8 時 ~ 21 時
従 業 者 数	〇〇 名
用 途 地 域 ②	指 定 地 域 外
主 要 製 品 名 ③	
そ の 他 ④	
記 載 責 任 者 ⑤	(氏名) 代表 〇〇 〇〇 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
設 計 事 務 所 等 ⑥	(事務所名) (担当者) 〇〇 〇〇 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

ロ 工場周辺の見取図 (添付第 〇 図のとおり)

① 作業時間

工場又は事業場の作業時間を記入してください。

② 用途地域

都市計画法に規定する用途地域を記入してください。

③ 主要製品名

製造業の場合は、主要製品名を記入してください。

製造業以外の場合は、取扱品名等を記入してください。

④ その他

その他、参考となることを記入してください。

⑤ 記載責任者

工場又は事業場における、この届出書の記載責任者名を記入してください。

⑥ 設計事務所等

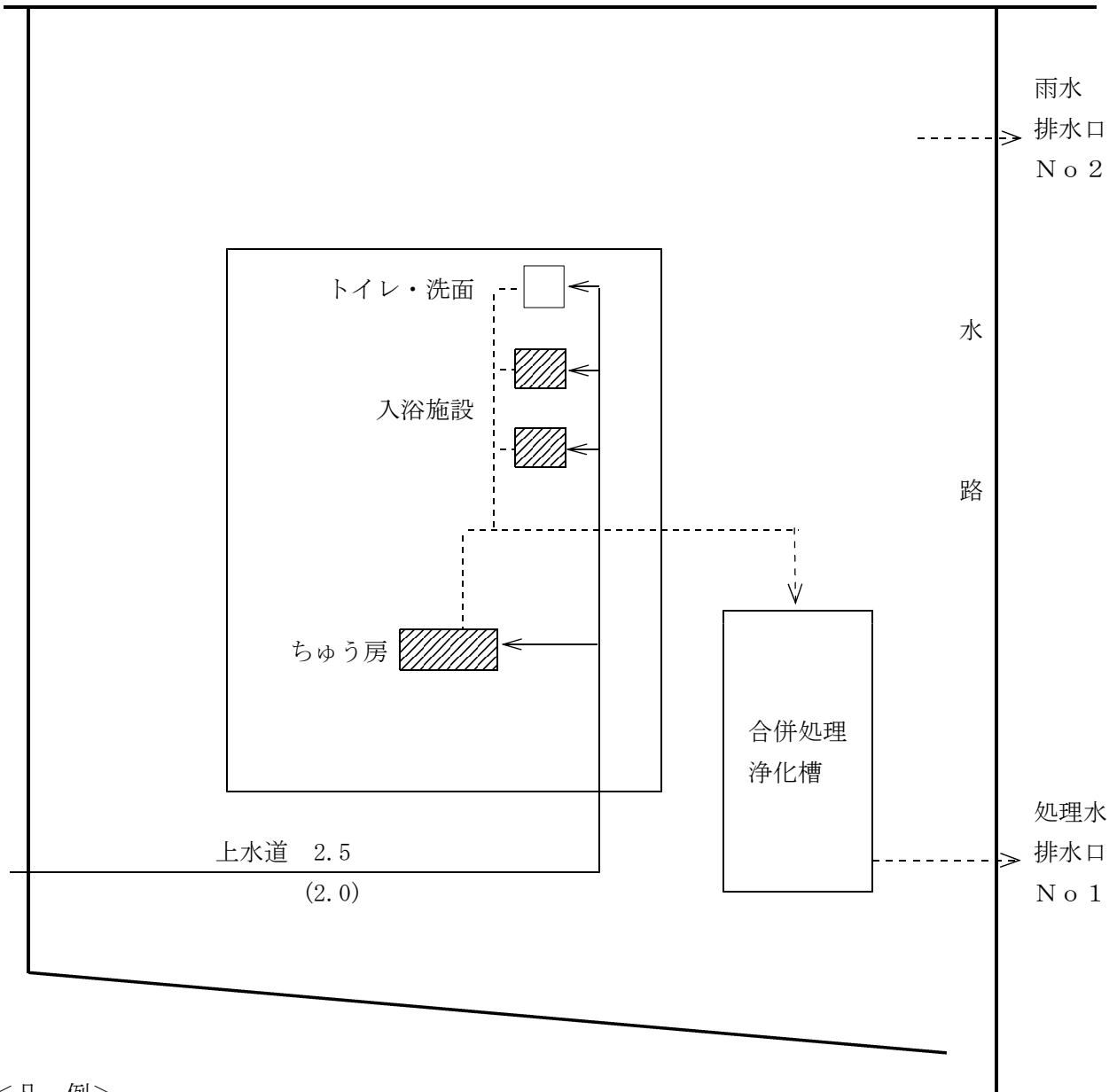
特定施設及び污水处理施設関係を設計した設計事務所等の名称、具体的な内容の説明が出来る担当者名を記入してください。

※ その他の添付資料

- 污水处理施設の設計計算書
- 仕様書

添付図の例

- 第1図 (1) 特定施設の設置場所
 (2) 汚水処理施設の設置場所
 (3) 汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水の方法
 (4) 特定事業場における用水及び排水の系統
 (5) 工場排水等の公共用水域への排水の方法



<凡 例>

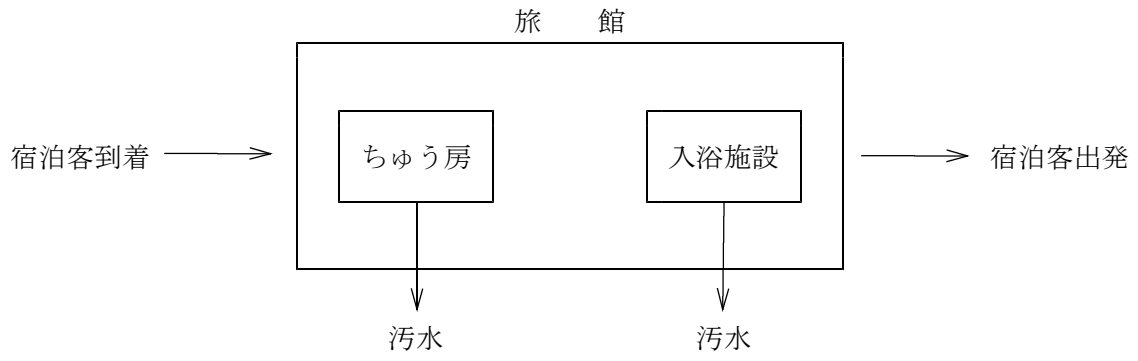
汚 水 (赤) ----- ※ 色分けして記入すること。

用 水 (青) —————

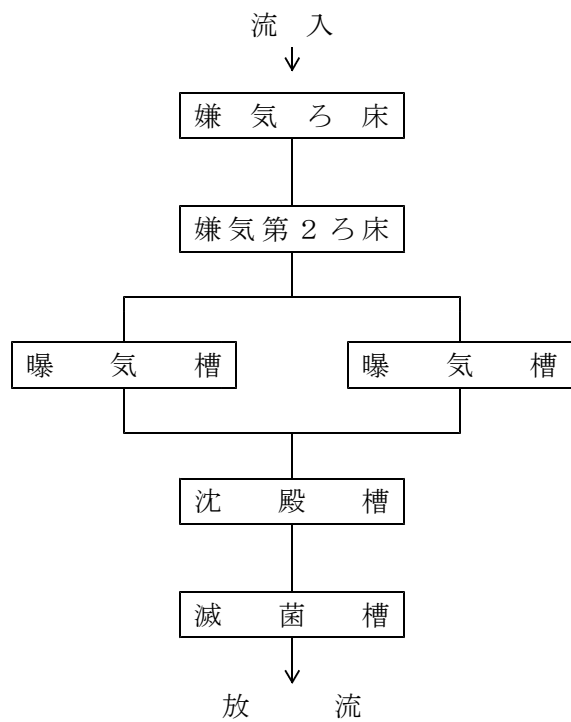
最大水量 (m³/日)

(通常水量 (m³/日))

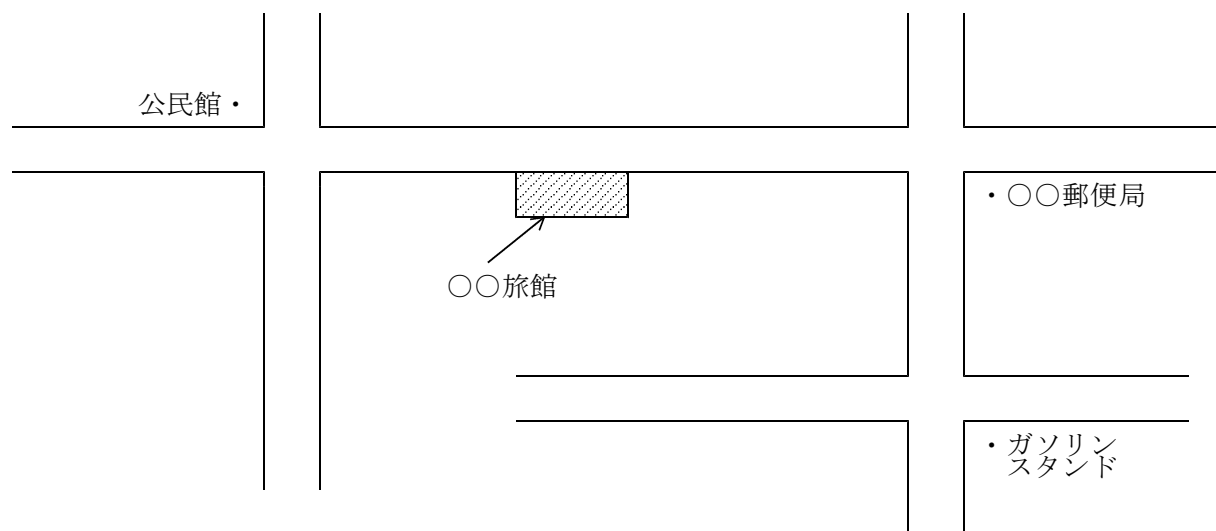
第2図 操業の系統図



第3図 汚水等の処理の系統



第4図 付近の見取図



(2) 自動式車両洗淨施設
 様式第1 (第3条関係) (表面)

自動式車両洗淨施設の例

特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~設置~~(使用、変更)~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 殿

届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定により、特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇給油所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		7 1 自動式車両洗淨施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	/		
	△有害物質使用特定施設の構造		別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法		別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法		別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法		別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		別紙11のとおり。	

様式第 1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称	71 自動式車両洗淨施設	
型式	ABC型	
構造	鉄鋼製	
主要寸法	L W H 2100mm × 3000mm × 2800mm	
能力	8台/時	
配置	別添第1図のとおり	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称	71 自動式車両洗淨施設				
設置場所	別添第1図のとおり				
操業の系統	別添第2図のとおり				
使用時間間隔	8:00~20:00				
1日当たりの使用時間	12時間				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	洗淨液	0.5ℓ/日			
	ワックス	0.1ℓ/日			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6		
	BOD (mg/L)	20	25		
	SS (mg/L)	15	20		
	油分 (mg/L)	2.0	3.0		
	大腸菌数(CFU/mL)	300	600		
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	2.5	3.5			
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所	別添第1図のとおり								
設置年月日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				年 月 日				
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				年 月 日				
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				年 月 日				
種類及び型式	油水分離槽								
構造	鉄鋼製								
主要寸法	L W H 500mm × 500mm × 800mm								
能力	4 m ³ /日								
処理の方式	油水分離式								
処理の系統	別添第3図のとおり								
集水及び導水の方法	別添第1図のとおり								
使用時間間隔	8:00~20:00								
1日当たりの使用時間	12時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	なし								
汚水等の汚染状態及び量	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6				
	BOD(mg/L)	20	5	25	10				
	SS(mg/L)	15	5	20	10				
	油分(mg/L)	2.0	1.0	3.0	1.5				
	大腸菌数(CFU/mL)	300	300	600	600				
量(m ³ /日)	2.5	2.5	3.5	3.5					
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	廃油				10ℓ/月				
	産業廃棄物処理業者に委託								
排出水の排出方法	公共用水域に排出								
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口No. 1		排水口No. 2	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	5	10	5	10
	SS (mg/L)	5	10	5	10
	油分 (mg/L)	1.0	1.5	0	0
	大腸菌数(CFU/mL)	300	600	0	0
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		2.5	3.5	0.2	0.3
その他参考となるべき事項		自動式車両洗浄施設からの排水水		事務所及び場内からの排水水	

備考 排水水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	<pre> graph TD A["上水道 3.8 (2.7)"] --> B["自動式車両洗淨施設 3.5 (2.5)"] A --> C["事務所、場内 0.3 (0.2)"] B --> D["油水分離槽"] D --> E["公共用水域へ放流 3.5 (2.5)"] C --> F["合併処理浄化槽"] F --> G["公共用水域へ放流 0.3 (0.2)"] </pre>		
	※ 数字は、最大水量 (m ³ /日) (通常水量 (m ³ /日))		
用途別 用水量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)
	洗車用水	上 水 道	2. 5
	手洗い・散水用水	上 水 道	0. 2
	合 計		2. 7

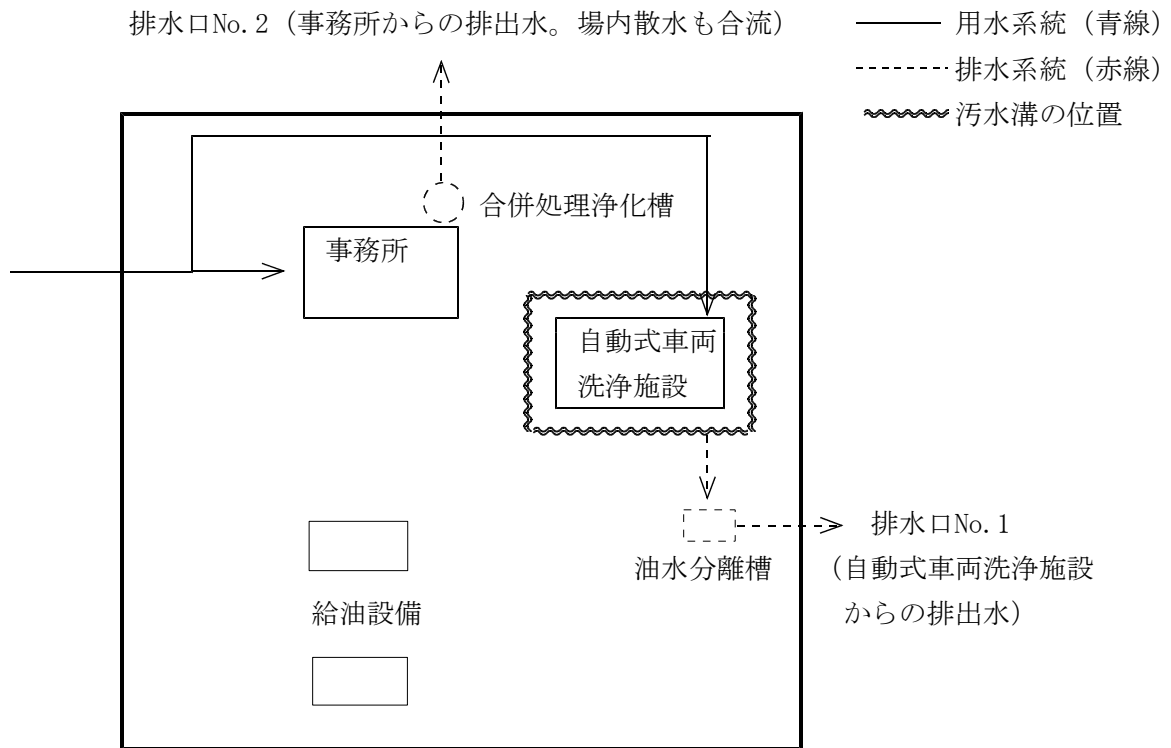
その他参考事項

イ 参考事項

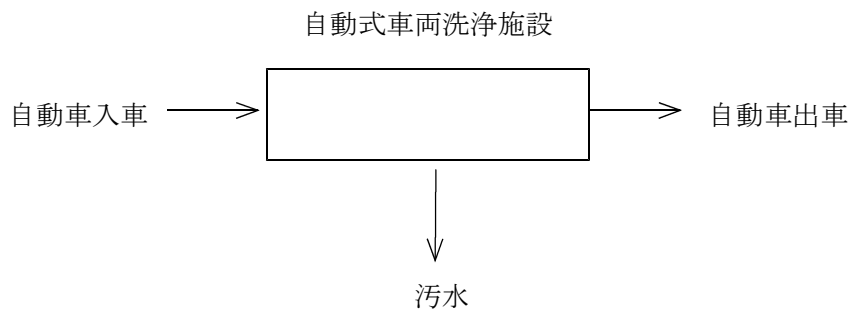
工 場 敷 地 面 積	900㎡
工 場 建 坪 面 積	300㎡
操 業 時 間	8 時 ~ 20 時
従 業 者 数	〇〇 名
用 途 地 域	近 隣 商 業 地 域
主 要 製 品 名	
そ の 他	
記 載 責 任 者	(氏名) 所長 〇〇 〇〇 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
設 計 事 務 所 等	(事務所名) (担当者) 〇〇 〇〇 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

ロ 工場周辺の見取図 (添付第 〇 図のとおり)

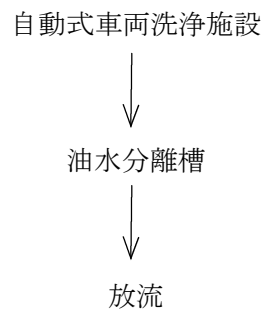
第1図 特定施設の設置場所等



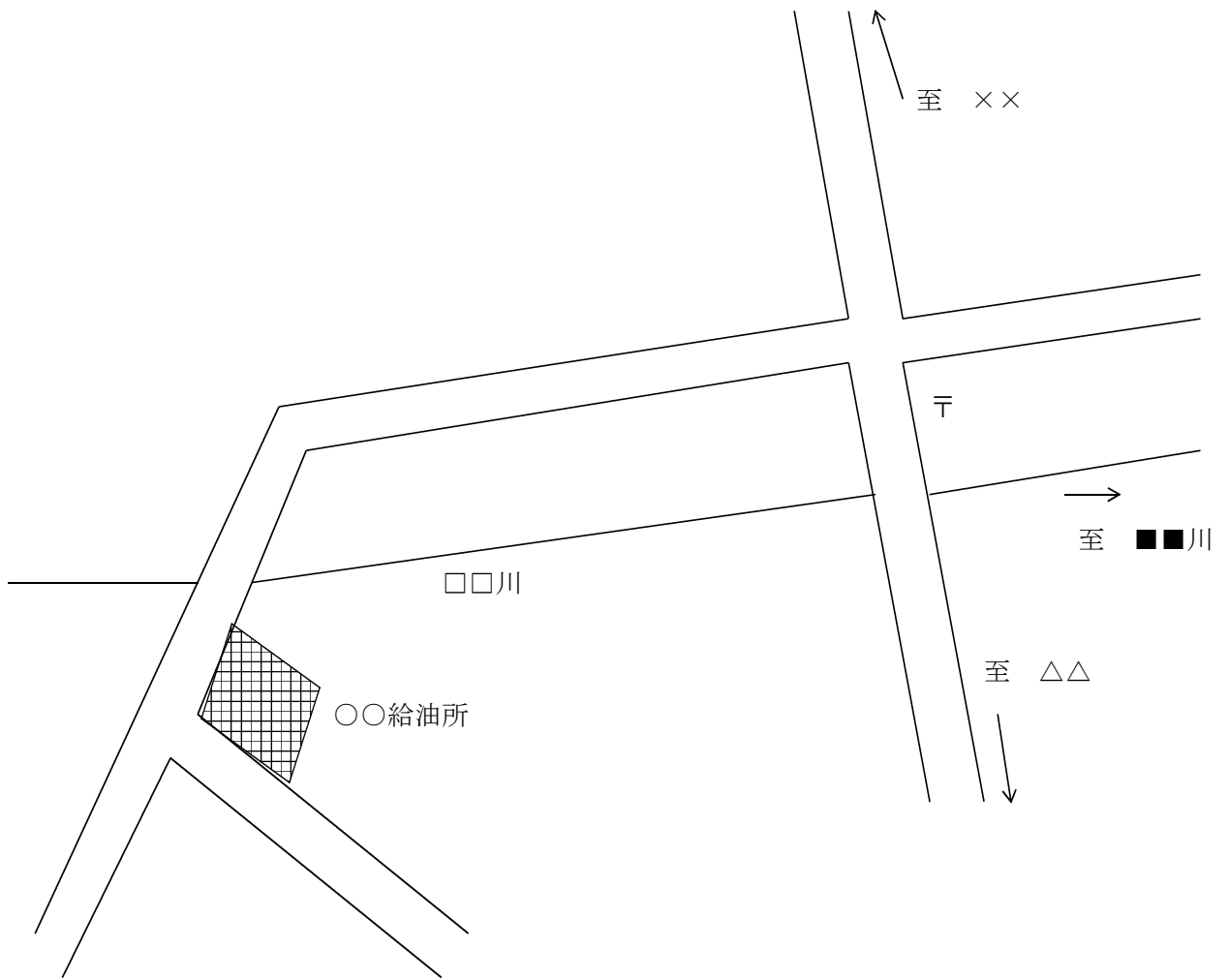
第2図 操業の系統



第3図 汚水等の処理の系統



第4図 周辺の見取図



(3) 養豚場

豚房の例

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~設置~~(使用、変更)~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事

殿

届出者

〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)~~の規定によ
り、特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇養豚場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		1の2イ 豚房施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	/		
	△有害物質使用特定施設の構造		別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法		別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法		別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法		別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		別紙11のとおり。	

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称	1の2 イ 肥育舎、分娩舎	1の2 イ 母豚舎
型式	スノコ式	平床
構造	鉄骨スレート	木造トタン板
主要寸法	6m×20m×2棟（肥育舎） 5m×8m×1棟（分娩舎）	4m×7m×1棟（分娩舎）
能力	120頭×2棟（肥育舎） 50棟（分娩舎）	25頭（分娩舎）
配置	別添第1図のとおり	別添第1図のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称	1の2 イ 肥育舎、分娩舎		1の2 イ 母豚舎		
設置場所	別添第1図のとおり		別添第1図のとおり		
操業の系統	別添第2図のとおり		別添第2図のとおり		
使用時間間隔	00:00~24:00		00:00~24:00		
1日当たりの使用時間	24時間		24時間		
使用の季節的変動	なし		なし		
原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	配合飼料 時間給飼 2 t / 日				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH				
	BOD (mg/L)				
	SS (mg/L)				
	大腸菌数(CFU/mL)				
	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)				
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所		別添第1図のとおり				別添第1図のとおり			
設置年月日		年 月 日				年 月 日			
工事着手予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日				令和〇〇年〇〇月〇〇日			
工事完成予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日				令和〇〇年〇〇月〇〇日			
使用開始予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日				令和〇〇年〇〇月〇〇日			
種類及び型式		沈殿槽、尿溜槽				滅菌槽			
構造		コンクリート				コンクリート塩ビ筒			
主要寸法		幅〇m×長さ〇m×深さ〇m (沈殿槽) 幅〇m×長さ〇m×深さ〇m (尿溜槽)				〇〇m×〇〇m×〇〇m			
能力		沈殿槽容積〇〇m ³ (〇日分)、尿溜槽容積〇〇m ³				容積〇〇m ³ (〇日分)			
処理の方式									
処理の系統		別添第1図のとおり				別添第1図のとおり			
集水及び導水の方法		別添第1図のとおり				別添第1図のとおり			
使用時間間隔		00:00~24:00				00:00~24:00			
1日当たりの使用時間		24時間				24時間			
使用の季節変動		特になし				特になし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		なし				なし			
汚水等の汚染状態及び量	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		堆肥 46,800kg/月 肥料として販売、使用							
排出水の排出方法		別添第1図のとおり				別添第1図のとおり			
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

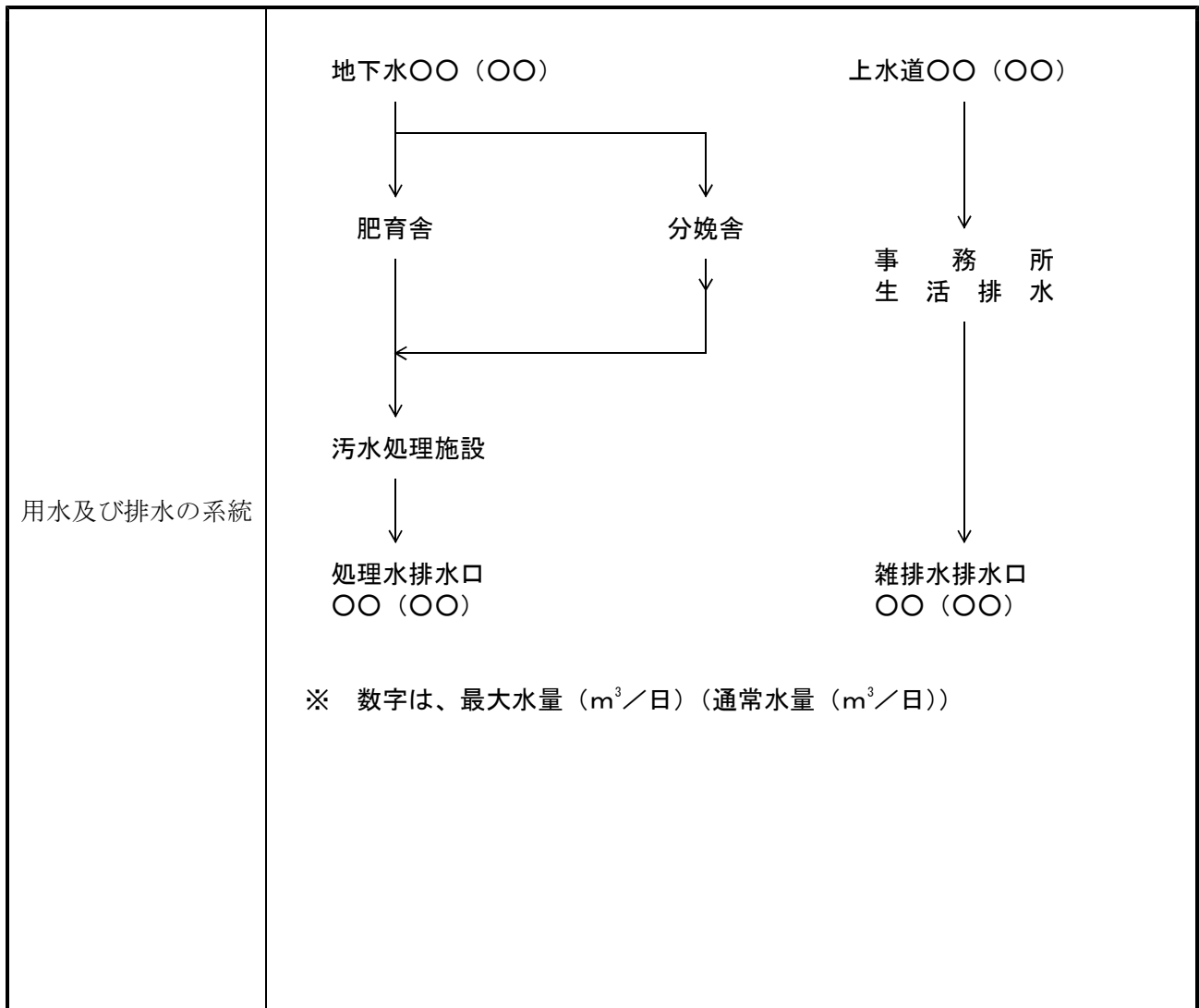
2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口No. 1		排水口No. 2	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6		
	BOD (mg/L)	20	30	雨	
	SS (mg/L)	50	60	水	
	大腸菌数(CFU/mL)	800以下	800以下	専	
	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	60	90	用 排	
				水 口	
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		20	20	0	
その他参考となるべき事項					

備考 排水水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統



用 途 別 用 水 使 用 量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)
	ボイラー用水		
	原料用水		
	製品処理用水		
	洗浄用水	地下水	〇〇
	冷却用水		
	温調用水		
	その他	上水道	〇〇
	合 計	—	〇〇

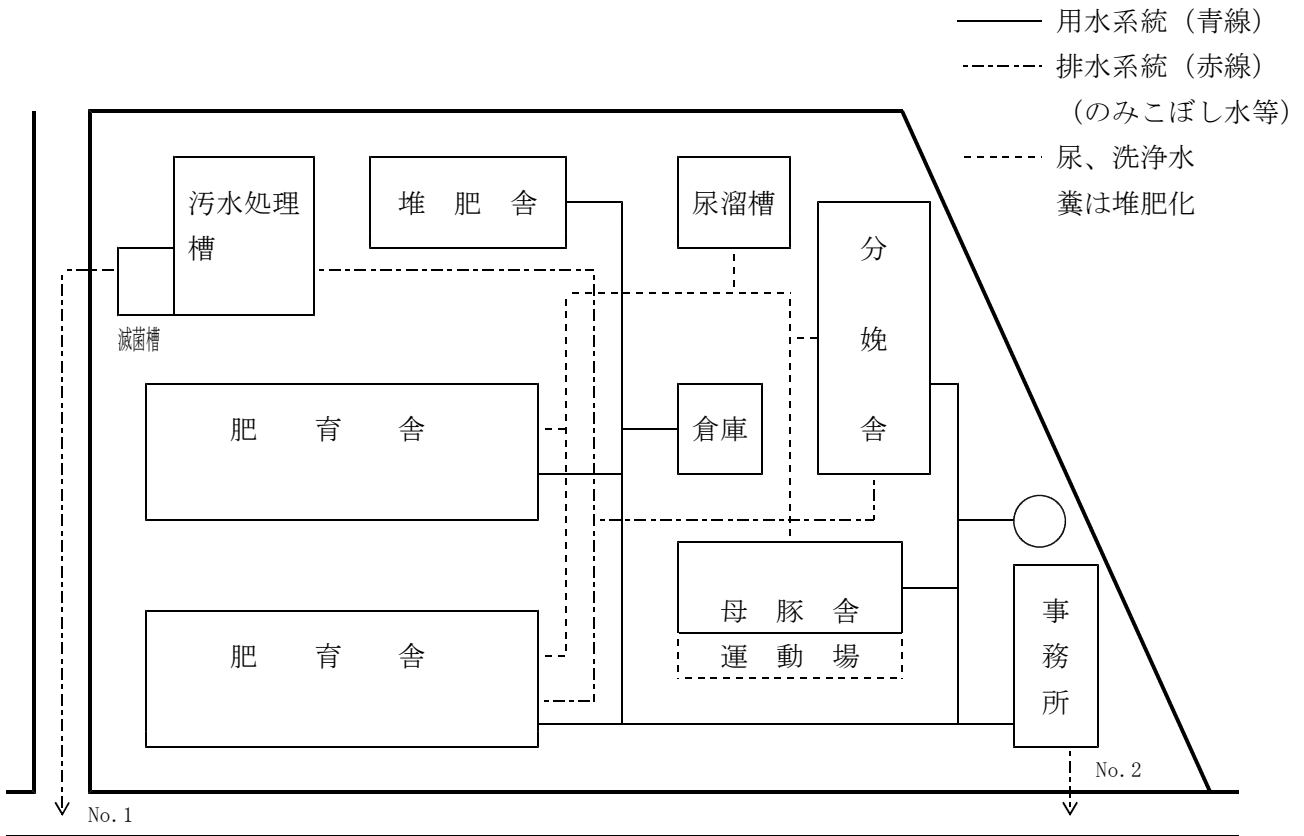
その他参考事項

イ 参考事項

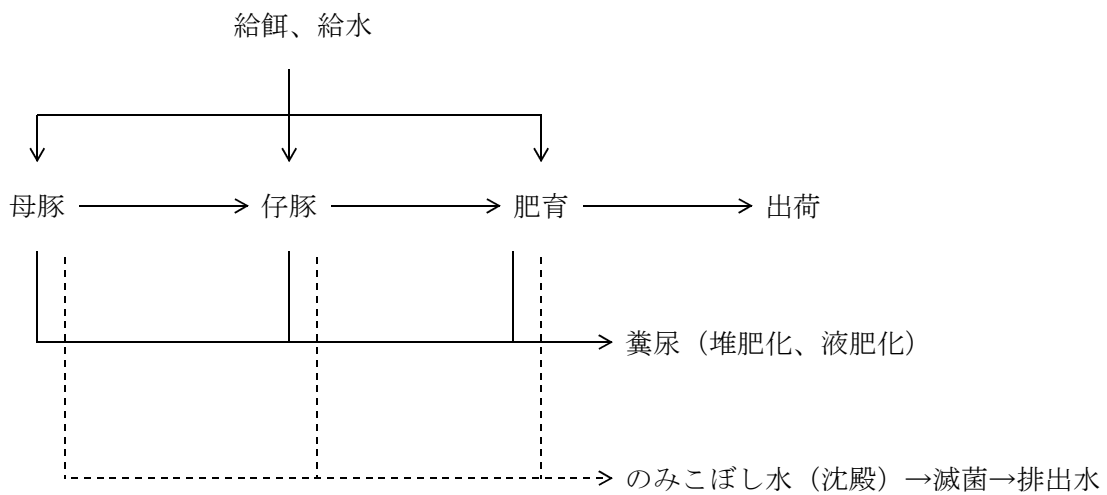
工 場 敷 地 面 積	1, 5 0 0 m ²
工 場 建 坪 面 積	5 8 0 m ²
操 業 時 間	0 時 ~ 2 4 時
従 業 者 数	〇 人
用 途 地 域	指 定 地 域 外
主 要 製 品 名	肉 豚
そ の 他	
記 載 責 任 者	(氏名) 場長 〇〇 太郎 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
設 計 事 務 所 等	(事務所名) (担当者) 〇〇 〇〇 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

ロ 工場周辺の見取図 (添付第3図のとおり)

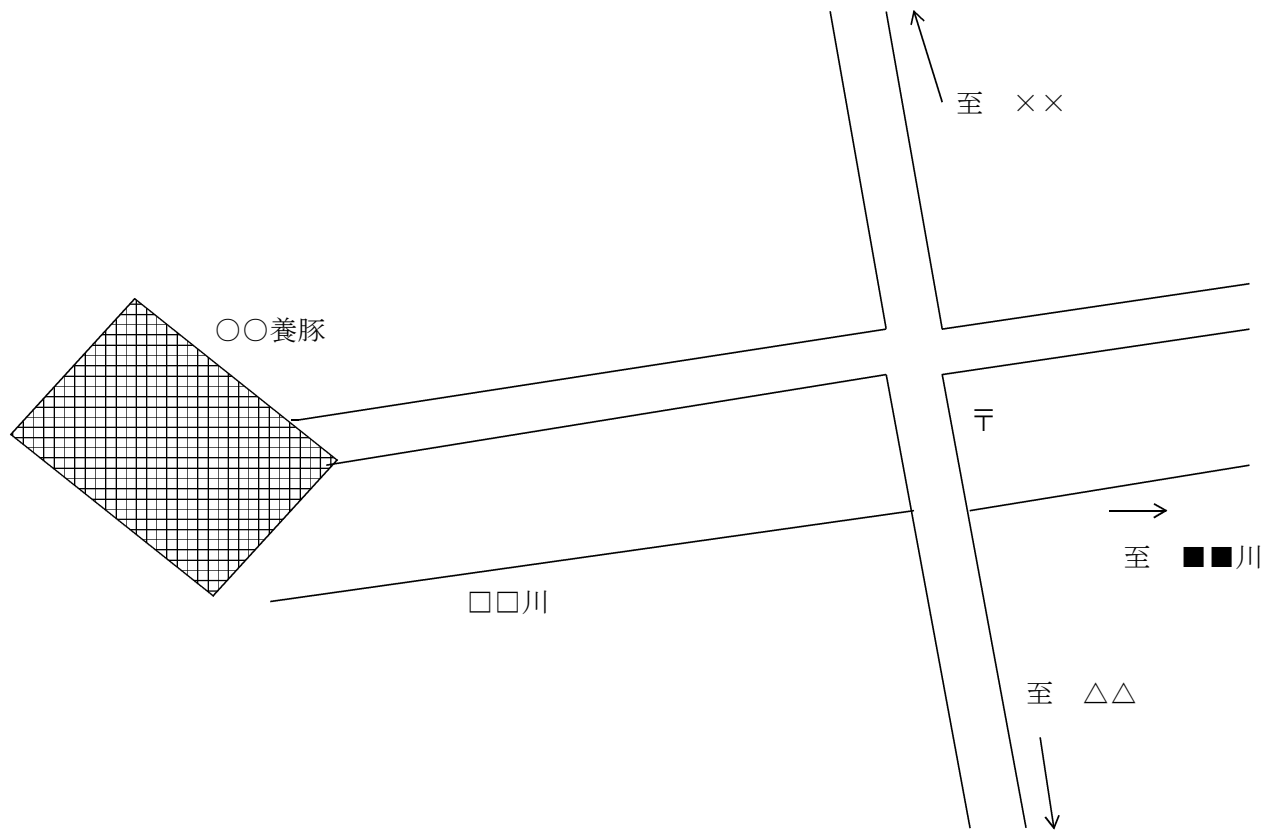
第1図 特定施設の設置場所等



第2図 操業の系統



第3図 工場周辺の見取図



(4) 有害物質使用特定施設（法第5条第1項）
 様式第1（第3条関係）（表面）

有害物質使用特定施設（法第5条第1項）の例

特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 殿

届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定によ
 り、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号		
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号		
有害物質使用特定施設の該当の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果		
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考		
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。			
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。			
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	/			
	△有害物質使用特定施設の構造				別紙7のとおり。
	△有害物質使用特定施設の使用の方法				別紙8のとおり。
	△汚水等の処理の方法				別紙9のとおり。
	△特定地下浸透水の浸透の方法				別紙10のとおり。
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統				別紙11のとおり。

様式第 1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型 式	浸漬式 (△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は別添第○図のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は別添第○図のとおり）
主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料○のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、別添第○図のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、別添第○図のとおり)
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には防疫堤（高さ20cm、容量10m ³ ）を設け、流出を防止

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	A-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m ※途中でB-1の排水溝と合流
配置	めっき工場棟1階 (配置は、別添第○図のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、別添第○図のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	地下配管部分はトレンチ構造（深さ1m）とし、上部にグレーチング設置。（別添第○図のとおり）	

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る設備の概要

特定施設の種類の種類	有害物質の種類	設備名等	構造基準	点検頻度	点検方法	点検事項
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	鉛	施設本体（反応槽）	—	年1回	目視	ひび割れ、亀裂、損傷等の有無
		床面及び周囲	A	年1回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等の有無
		地上配管	A	年1回	目視	亀裂、損傷等の有無
		地下配管	A	年1回	目視	亀裂、損傷等の有無
		排水溝	A	年1回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等の有無
		使用の方法	A	年1回	書類検査 現地確認	管理要領運用状況、異常報告の有無
66 電気めっき施設		施設本体（反応槽）	—	年1回	目視	ひび割れ、亀裂、損傷等の有無
		床面及び周囲	A	年1回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等の有無
		排水溝	A	年1回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等の有無
		使用の方法	A	年1回	書類検査 現地確認	管理要領運用状況、異常報告の有無

(5) 有害物質使用特定施設（法第5条第3項）
 様式第1（第3条関係）（表面）

有害物質使用特定施設（法第5条第3項）の例

特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 殿

届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項~~（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	
型式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	
構造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は別添第○図のとおり）	
主要寸法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	
能力	ねじ 3,000個/日	
配置	めっき工場棟1階 (配置は、別添第○図のとおり)	
床面及び周囲	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項	周囲床面はフラン樹脂を被覆	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	B-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	
設備	地上配管、排水溝、ためます	
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	
配置	めっき工場1階 (配置は別添第○図のとおり)	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項	地下配管部分は保護管を設置	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設	
設置場所	めっき工場1階 (配置は別添第○図のとおり)	
操業の系統	○○処理を行う (製造工程については別添第○図のとおり)	
使用時間間隔	10時～16時	
1日当たりの使用時間	6時間	
使用の季節的変動	なし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	<前処理工程> ○○ <○○処理> □□	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項	製造、使用している有害物質 鉛化合物	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>水道水（貯水タンク） ↓※地上配管を經由 ↓ めっき工程（洗浄等） ↓※地下埋設配管（漏洩検知管設置）を經由 ↓ めっき排水処理装置（漏洩検知設備設置） ↓※排水溝を經由 ↓ 排水口 ↓ 公共下水道へ放流</p> <p>詳細な用水及び排水系統図は別添第○図のとおり</p>		
<p>用途別 用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³/日)</p>
	<p>めっき等工程水</p>	<p>上水道</p>	<p>12</p>
	<p>合 計</p>		<p>12</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

(6) 有害物質貯蔵指定施設（法第5条第3項）
 様式第1（第3条関係）（表面）

有害物質貯蔵指定施設（法第5条第3項）の例

~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）設置~~（使用、変更）~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 殿

届出者
 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

水質汚濁防止法第5条~~第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定によ
 り、~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第 1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型式	貯蔵タンク (〇〇社製)	廃液タンク (〇〇社製)
構造	ステンレス製（構造図は別添第〇図のとおり）	FRP製（構造図は別添第〇図のとおり）
主要寸法	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm×1基
能力	貯蔵量 各10m ³ （最大）	貯蔵量 各1.5m ³ （最大）
配置	〇〇製造工場の屋外に設置 (配置は、別添第〇図のとおり)	〇〇製造工場の屋外に設置 (配置は、別添第〇図のとおり)
床面及び周囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤（高さ20cm、容量10m ³ ）を設け、流出を防止	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には防液堤（高さ10cm、容量3m ³ ）を設け、流出を防止
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	防疫堤側面に越流センサーを床面から15cm上部の位置に設置	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、バルブ、フランジ	地上配管
構造	ステンレス製	ステンレス製
主要寸法	配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	配管 直径100mm×30m
配置	〇〇製造工場の屋外から工場内1階及び2階 (配置は別添第〇図のとおり)	〇〇製造工場の屋外
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	〇〇製造工場の屋外から工場内1階及び2階 (配置は別添第〇図のとおり)	〇〇製造工場の屋外
操業の系統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	5分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン(〇%)	ベンゼンを含む廃液 (含有率〇~〇%)
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>タンクローリーによる搬入 ↓ C-1（有害物質貯蔵指定施設） ↓地上配管 ↓ 反応施設 ↓地上配管 ↓ C-2（有害物質貯蔵指定施設） ↓ ↓ 産業廃棄物処理業者へ</p> <p>詳細な系統図は別添第○図のとおり</p>		
<p>用途別 用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量（m³/日）</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

(7) 変更届（構造等の変更）
 様式第1（第3条関係）（表面）

変更届出の例

特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~設置~~（使用、変更）~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 殿

届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

水質汚濁防止法~~第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定によ
 り、特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	54 セメント製造業 <input type="checkbox"/> 成形機 <input checked="" type="checkbox"/> 水養生施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第 1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1、No. 2、No. 4	No. 3
特定施設号番号及び名称	54-ロ 成型機	54-ハ 水養生施設
型式	〇〇型（振動加圧式）	製品浸漬型
構造	鋼製	コンクリート製プール
主要寸法	W L H 〇m×〇m×〇m×3基	W L H 〇m×〇m×〇m×1基
能力	〇〇製品 個/日・基	〇〇m ³ /日
配置	別添第1図のとおり	別添第1図のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項	既設（No. 1、No. 2） 増設（No. 4）	既設

備考 配置の欄には、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1、No. 2	No. 3
特定施設番号及び名称	54-ロ 成型機	54-ハ 水養生施設
型式	〇〇型（振動加圧式）	製品浸漬型
構造	銅製	コンクリート製プール
主要寸法	W L H 〇m×〇m×〇m×2基	W L H 〇m×〇m×〇m×1基
能力	〇〇製品 個/日・基	〇〇m ³ /日
配置	別添第1図のとおり	添付第1図のとおり
設置年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (※施設の着工日になることに注意して下さい。)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (※施設の着工日になることに注意して下さい。)
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

※別紙2以下省略

(記入例)

変更説明書

変更の目的	<p>1 成型機を増設する。</p> <p>2 污水处理施設の改善を行い、排出水の水質の向上をはかる。</p>	
変更に お か ず か に	○	特定施設の構造の変更
変 更 の 内 容		特定施設の使用の方法の変更
○	○	汚水等の処理の方法の変更
○	○	排出水の汚染状態及び量の変更
		排出水に係る用水及び排水の系統の変更
内容	<p>1 成型機 2 基を 3 基に増設。これに伴う原材料、汚水量等が増加。 汚水量 350m³/日 (変更前) → 400m³/日 (変更後)</p> <p>2 スクリーンの設置。 凝集沈殿槽の新設。 還元中和槽の新設。</p> <p>(変更前) (変更後)</p> <pre> 汚水流入 → ポンプ井 ↓ 貯留槽 ↓ 中和槽 ↓ 放流 汚水 → ポンプ井 → スクリーン貯留槽 ↓ ケーキ 汚泥脱水 置場 処理室 ← ← ← ← 凝集沈殿槽 ← 汚泥濃縮槽 ↓ 還元中和槽 ↓ 放流 </pre>	
その他特記事項		

(8) 公共下水道への接続

様式第1 (第3条関係)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置(使用、変更)届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事

殿

届出者

〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

水質汚濁防止法~~第5条第1項又は第2項又は第3項~~(~~第6条第1項又は第2項~~、第7条)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	6 7 洗濯業の用に供する洗浄施設	※施設番号	
第5条第1項関係	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	公共下水道への接続(公共下水道へのターミナルは別添のとおり)	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

様式第 1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

(9) 期間短縮願

工事实施制限の期間短縮願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

〇〇株式会社

① 届出者 〇〇市〇〇町2丁目5番地

代表取締役 〇〇〇〇

②

②水質汚濁防止法第9条第2項（~~宮崎県公害防止条例第24条第2項~~）に基づく工事实施制限の期間を下記により短縮くださるようお願いいたします。

①工場又は事業場の名称	〇〇株式会社宮崎工場	※整理番号	
①工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町3丁目4番地	※受理年月日	. . .
②特定施設の種類	3 水産食料品製造業 イ 原料処理施設 □ 湯煮施設	※施設番号	—
③届出工事着手予定年月日	令和〇〇年 3月10日	④工事着手希望年月日	令和〇〇年 2月 1日
③届出工事完成予定年月日	令和〇〇年 4月25日	④短縮後工事完成予定年月日	令和〇〇年 3月15日
③届出使用開始予定年月日	令和〇〇年 5月 1日	④使用開始年月日	令和〇〇年 3月21日
期間短縮を必要とする理由⑤			

記載責任者 〇〇〇〇	所属	製造課	電話	〇〇〇〇— 〇〇—〇〇〇〇
------------	----	-----	----	------------------

※欄は記入しないこと。

※判定 適・否	理由
------------	----

- ① 届出者、工場又は事業場の名称及び所在地
届出書と同じ要領で記載してください。
- ② 該当しないところを横線で消してください。
- ③ 届出工事着手予定年月日
届出書の予定年月日（受理された日から60日間以後）としてください。
- ④ 工事着手希望年月日
期間短縮して、実際に着手したい年月日を記入してください。
提出日より、概ね20日間以上は必要です。
- ⑤ 期間短縮の理由
工事の着手を早くしなければならない理由をできるだけ詳しく記載してください。

※ この期間短縮願は届出書と同時に3部提出してください。

10 参 考 資 料

- (1) 水質汚濁防止法に定める特定施設
- (2) みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に定める汚水等排出施設
- (3) 届 出 様 式
- (4) 排水量の算定方法
- (5) 汚 水 処 理 方 法
- (6) 県 内 の 分 析 機 関
- (7) 届出書提出先及び問い合わせ先一覧

(1) 水質汚濁防止法に定める特定施設

[施行令別表第1、昭46. 6. 24施行]

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘さく用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの〔昭47. 10. 1追加〕
 - イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。）
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。）
 - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設

- ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸りゅう施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 洗だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭57. 1. 1追加]
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設

- ハ 洗淨施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭57. 1. 1追加]
- イ 水洗式脱臭施設
- ロ 洗淨施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭49.12. 1一部改正]
- イ まゆ湯煮施設
- ロ 副蚕処理施設
- ハ 原料浸せき施設
- ニ 精錬機及び精錬そう
- ホ シルケット機
- へ 漂白機及び漂白そう
- ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
- リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗毛施設
- ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式紡糸施設
- ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設
- ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー [昭57. 1. 1追加]
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設 [昭57. 1. 1追加]
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭57. 1. 1追加]
- イ 湿式バーカー
- ロ 接着機洗淨施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
- ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
- ロ 湿式バーカー
- ハ 碎木機
- ニ 蒸解施設
- ホ 蒸解廃液濃縮施設
- へ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
- リ セロハン製膜施設
- ヌ 湿式繊維板成型施設

ル 廃ガス洗浄施設

23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

[昭57. 1. 1追加]

イ 自動式フィルム現像洗浄施設

ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 分離施設

ハ 水洗式破碎施設

ニ 廃ガス洗浄施設

ホ 湿式集じん施設

25 削除

26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ ろ過施設

ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機

ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設

ホ 廃ガス洗浄施設

27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 遠心分離機

ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設

ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設

ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設

へ 青酸製造施設のうち、反応施設

ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設

チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設

リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設

ヌ 廃ガス洗浄施設

ル 湿式集じん施設

28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式アセチレンガス発生施設

ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設

ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設

ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設

ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設

へ クロロプレンモノマー洗浄施設

29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ベンゼン類硫酸洗浄施設

ロ 静置分離器

ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 蒸りゅう施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 蒸りゅう施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設

- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗淨施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設
 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設
 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設
 - オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設
 - ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 - タ 廃ガス洗淨施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四-ジオキサンが発生するものに限り、洗淨施設を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 脱酸施設
 - ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗淨施設
 - ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ 洗淨施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設

- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸りゅう施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 [昭57. 1. 1追加]
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 [昭57. 1. 1追加]
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 研磨洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 還元そう
 - ロ 電解施設（溶解塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 [昭57. 1. 1追加]
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 [平13. 7. 1追加]
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり10,000m³未満の事業場に係るものを除く。） [昭51. 6. 1追加]
- イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設

65 酸又はアルカリによる表面処理施設

66 電気めっき施設

66の2 エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの [昭49.12.1追加、令2.12.19一部改正]

イ ちゅう房施設

ロ 洗たく施設

ハ 入浴施設

66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭63.10.1追加]

66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭63.10.1追加]

66の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭63.10.1追加]

66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭63.10.1追加]

66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。） [昭63.10.1追加]

67 洗たく業の用に供する洗浄施設

68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの [昭54.5.10追加]

イ ちゅう房施設

ロ 洗浄施設

ハ 入浴施設

69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 [平2.5.1改正]

69の2 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。）

[昭51.6.1追加、令和2.6.21一部改正]

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

70 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）

70の2 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）〔昭57. 1. 1追加、令和 2. 4. 1一部改正〕

71 自動式車両洗淨施設

71の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの〔昭49.12. 1追加 昭51. 1.30一部改正〕

イ 洗淨施設

ロ 焼入れ施設

※ 水質汚濁防止法施行規則（参考）

第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- (2) 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- (3) 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- (5) 保健所
- (6) 検疫所
- (7) 動物検疫所
- (8) 植物検疫所
- (9) 家畜保健衛生所
- (10) 検査業に属する事業場
- (11) 商品検査業に属する事業場
- (12) 臨床検査業に属する事業場
- (13) 犯罪鑑識施設

71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設〔昭54. 5.10追加〕

71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの〔昭57. 1. 1追加、平10. 6.17一部改正〕

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（参考）

第7条第1号 汚泥脱水施設（処理能力10m³/日超）

第3号 汚泥焼却施設（PCB処理物を除く。）で次のいずれかに該当するもの

①処理能力5m³/日超

②処理能力200kg/時以上

③火格子面積2m²以上

第4号 廃油油水分離施設（処理能力10m³/日超）

第5号 廃油焼却施設（廃PCB等を除く。）で次のいずれかに該当するもの

①処理能力1m³/日超

②処理能力200kg/時以上

③火格子面積2m²以上

第6号 廃酸又は廃アルカリ中和施設（処理能力50m³/日超）

第8号 廃プラスチック類焼却施設（PCB汚染物等を除く。）で次のいずれかに該当するもの

①処理能力100kg/日超

②火格子面積2m²以上

第11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物分解施設

第12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

第12号の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

第13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設

（ただし、第3号、第5号、第8号及び第12号のうち特定施設に該当するのは、排ガス処理施設として「湿式廃ガス洗浄施設」を有する施設に限る。）

71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） [平3.10.1追加、平12.3.1一部改正]

71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） [平3.10.1追加、平12.3.1一部改正]

72 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

(2) みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に定める汚水等排出施設

条例で定める規制の概要

- 1 次に示す施設を汚水等排出施設と定め、カドミウム等の有害物質、水素イオン濃度等の項目について、規制をしている（項目および許容限度については、排水基準を定める省令別表第1及び別表第2で規定しているものと同じ。）。

汚水等排出施設

- 1 理化学の実験及び試験研究並びに理化学的検査の用に供する施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を除く。）であって、次に掲げるもの
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）の理化学の実験の用に供する施設
 - イ 工場及び事業場並びに医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の理化学の試験研究及び理化学的検査の用に供する施設

(3) 届出様式

1 水質汚濁防止法関係

- ・(様式第1) 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書
(変更説明書)
 - (別紙1) 特定施設の構造
 - (別紙1の2) 特定施設の設備
 - (別紙2) 特定施設の使用の方法
 - (別紙3) 汚水等の処理の方法
 - (別紙4) 排出水の汚染状態及び量
 - (別紙6) 用水及び排水の系統
 - (別紙7) 有害物質使用特定施設の構造
 - (別紙8) 有害物質使用特定施設の使用の方法
 - (別紙9) 汚水等の処理の方法
 - (別紙10) 特定地下浸透水の浸透の方法
 - (別紙11) 特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統
 - (別紙12) 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造
 - (別紙13) 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備
 - (別紙14) 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
 - (別紙15) 用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)
 - (参考様式) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る設備の概要
(その他参考事項)
- ・(様式第5) 氏名等変更届出書
- ・(様式第6) 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書
- ・(様式第7) 承継届出書

2 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例関係

- ・(様式第9号) 汚水等排出施設設置(使用、変更)届出書
(変更説明書)
 - (別紙1) 汚水等排出施設の構造
 - (別紙2) 汚水等排出施設の使用の方法
 - (別紙3) 汚水等の処理の方法
 - (別紙4) 排出水の汚染状態及び量
 - (別紙5) 用水及び排水の系統
 - (その他参考事項)
- ・(様式第4号) 氏名等変更届出書
- ・(様式第5号) 汚水等排出施設使用廃止届出書
- ・(様式第6号) 承継届出書

3 その他

- (工事实施制限の期間短縮願)
- (委任状)
- (審査表)
- (事故時の措置届出書)

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 { 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 }

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
有害物質使用特定施設の種類			
第5条第2項関係	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

様式第 1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

変 更 説 明 書

変 更 の 目 的		
変 更 の 内 容	い ず れ か に ○	特定施設の構造の変更
		特定施設の使用の方法の変更
		汚水等の処理の方法の変更
		排出水の汚染状態及び量の変更
		排出水に係る用水及び排水の系統の変更
そ の 他 特 記 事 項		

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>			
<p>用 途 別 用 水 使 用 量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³/日)</p>

別紙7

有害物質使用特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 8

有害物質使用特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

別紙9

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
その他参考となるべき事項									

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

特定地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置							
浸透施設の数							
浸透水	工場又は事業場 における施設番号						
	量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大
その他参考と なるべき事項							

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>			
<p>用 途 別 用 水 使 用 量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³/日)</p>

別紙12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設置場所		
操業の系統		
使用時間間隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）		
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>			
<p>用 途 別 用 水 使 用 量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³/日)</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

その他参考事項

イ 参考事項

工 場 敷 地 面 積	
工 場 建 坪 面 積	
操 業 時 間	時 ～ 時
従 業 者 数	
用 途 地 域	
主 要 製 品 名	
そ の 他	
記 載 責 任 者	(氏名) (電話)
設 計 事 務 所 等	(事務所名) (担当者) (電話)

ロ 工場周辺の見取図（添付第 図のとおり）

様式第5

氏名等変更届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、

- 大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）
- 騒音規制法第10条
- 振動規制法第10条
- 水質汚濁防止法第10条
- 湖沼水質保全特別措置法第17条第2項
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第9条
- 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項
- ダイオキシン類対策特別措置法第18条

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考

工場又は事業場の名称

様式第6

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

（氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名）

特定施設（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7

承 継 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届 出 者

〔氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名〕

- ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設設置）
- 特定施設
- 指定施設
- 水道水源特定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

- 大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）
- 騒音規制法第11条第3項
- 振動規制法第11条第3項
- 水質汚濁防止法第11条第3項
- 湖沼水質保全特別措置法第18条第2項
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項
- 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第14条第2項
- ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場 指定施設}の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設 特定施設 指定施設 水道水源特定施設}の種類		※施設番号	
施設 特定施設 水道水源特定施設}		※備考	
承 継 の 年 月 日		年 月 日	
被 承 継 者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考

被承継工場又は事業場の名称

汚水等排出施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
氏名
(法人にあつては、その主たる事業所
の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第37条（第38条、第39条）の規定により、汚水等排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
汚水等排出施設の種類		※施設番号	
△汚水等排出施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
△汚水等排出施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備 考	
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙5のとおり		

- 備考 1 汚水等排出施設の種類の欄には、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第3に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

変 更 説 明 書

変 更 の 目 的		
変 更 の 内 容	い ず れ か に ○	汚水等排出施設の構造の変更
		汚水等排出施設の使用の方法の変更
		汚水等の処理の方法の変更
		排出水の汚染状態及び量の変更
		排出水に係る用水及び排水の系統の変更
そ の 他 特 記 事 項		

汚水等排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
汚水等排出施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該汚水等排出施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

汚水等排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
汚水等排出施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構 造									
主要寸法									
能 力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の量 (m ³ /日)									
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
 2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>			
<p>用 途 別 用 水 使 用 量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³/日)</p>

その他参考事項

イ 参考事項

工 場 敷 地 面 積	
工 場 建 坪 面 積	
操 業 時 間	時 ～ 時
従 業 者 数	
用 途 地 域	
主 要 製 品 名	
そ の 他	
記 載 責 任 者	(氏名) (電話)
設 計 事 務 所 等	(事務所名) (担当者) (電話)

ロ 工場周辺の見取図（添付第 図のとおり）

氏名等変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第25条（第35条第1項、第46条）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内 容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考

工場又は事業場の名称

使用廃止届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、汚水等排出施設）の使用を廃止したので、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第25条（第35条第1項、第46条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、汚水等排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第26条第3項（第35条第1項、第46条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日	
施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号		
施 設 の 設 置 場 所		※ 備 考		
承 継 の 年 月 日				年 月 日
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考

被承継工場又は事業場の名称

工事实施制限の期間短縮願

年 月 日

宮崎県知事 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

届 出 者

水質汚濁防止法第9条第2項（みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第41条第2項）に基づき、工事实施制限の期間を下記により短縮くださるようお願いします。

工場又は事業場の 名 称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※受 理 年 月 日	. . .
特定施設の種類		※施 設 番 号	—
届出工事着手 予 定 年 月 日	年 月 日	工事着手希望 年 月 日	年 月 日
届出工事完成 予 定 年 月 日	年 月 日	短縮後工事完成 予 定 年 月 日	年 月 日
届出使用開始 予 定 年 月 日	年 月 日	使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
期間短縮を必要とする理由			

記載責任者		所 属		電 話	
-------	--	-----	--	-----	--

※欄は記入しないこと。

※判定 適・否	理由
------------	----

委 任 状

私は、
委任します。

を代理人として、次の権限を

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の規定に基づく諸届出に関する一切の権限

年 月 日

本社所在地

名 称

代表者氏名

水質汚濁防止法届出審査表（設置届出・構造等変更届出／第5条第1項関連施設）

記載事項	審査	記入上の注意
か が み	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	届出者の住所、氏名（法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名）を正確に記入。 （法人の場合）届出者に代表権があるか。ない場合には委任状を添付。
	「工場又は事業場の名称」 「工場又は事業場の所在地」	「特定施設」ではなく、「特定事業場」に係る内容を記入。
	「特定施設の種別」	施行令別表番号、業種及び施設の種別（(イ)(ロ)……）を漏れなく記入。
	「有害物質使用特定施設の該当の有無」	有害物質使用特定施設の該当の有無を記入。
	※第5条第2項関連、第5条第3項関連の欄には斜線を引くこと。	
別 紙 1	委任状	（法人の場合）届出者に代表権がない場合に添付。
	変更概要説明書 ※構造等変更届出時のみ。参考様式有り	変更の目的及び内容を記載。
	「工場又は事業場における施設番号」	事業場内における施設の通称を記入。
	「特定施設番号及び名称」	施行令別表番号、施設の種別（(イ)(ロ)……）を記入。【かがみと照合】
	「型式」「構造」「主要寸法」	同機種が複数あれば「備考」に“×3台”のように記入。
	「能力」	最大能力を記入。
	「配置」	『別添〇のとおり』等とし、特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図を添付。
	※「設置年月日」には斜線を引くこと。	
	「工事着手予定年月日」	届出の日から60日以上の日数であること。 （無い場合、「期間短縮願」の提出が必要。）
	「工事完成予定年月日」	「工事着手予定年月日」から着手した場合の完成予定年月日を記入。
「使用開始予定年月日」	工事完成予定年月日以降であること。	
「その他参考となるべき事項」	当該施設が有害物質使用特定施設に該当する場合は、施設の床面及び周囲の構造等を記入。	
別 紙 1 の 2	※有害物質使用特定施設に該当しない場合は、別紙1の2の提出は不要。 有害物質使用特定施設の設備（接続する配管等及び排水溝等）について記入。	
	「工場又は事業場における施設番号」 「特定施設番号及び名称」	別紙1と整合が取れていること。
	「設備」	有害物質使用特定施設に付帯する配管、排水溝等の設備名称を記入。
	「構造」	設備の構造（材質等）を記入。検知設備等を有する場合は、その旨を記入。
	「主要寸法」「配置」 「設置年月日」「工事予定年月日」 「工事完成予定年月日」 「使用開始予定年月日」	別紙1と整合が取れていること。
「その他参考となるべき事項」	有害物質を含む水が流れない場合は、その旨を記入。	
別 紙 2	「工場及び事業場における施設番号」 「特定施設番号及び名称」	別紙1と整合が取れていること。
	「設置場所」	『別添〇のとおり』等とし、事業場の図面中にて図示。別紙1の「配置」と兼用しても可。
	「操業の系統」	『別添〇のとおり』等とし、用水、排水を含むフローシートを添付。
	「使用時間間隔」「1日当たりの使用時間」 「使用の季節的変動」	通常値（平均値）を記入。
	「原材料の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」	使用方法を記入。使用量については通常値（平均値）を記入。
	「汚水等の汚染状況」	少なくとも、排水基準適用の項目について記入。水処理前の「汚水等」の状況であることに注意。
「汚水等の量」	使用水道量、ポンプ能力等から推定し、妥当であるか。季節操業の場合は、操業期間中の水量について記入。	
別 紙 3	「工場又は事業場における施設番号」	事業場内における水処理施設の通称を記入。
	「処理施設の設置場所」	『別添〇のとおり』等とし、事業場の図面中にて図示。別紙1の「配置」と兼用しても可。
	「設置年月日」「工事着手予定年月日」 「工事完成予定年月日」 「使用開始予定年月日」	それぞれ、 <u>水処理施設に係る</u> 年月日を記入すること。
	「種類及び型式」「構造」「主要寸法」	汚水処理計画書（＝設計書）、パンフレット等を添付する場合は、整合をとること。
	「能力」	<u>水処理施設の能力</u> を記入。
	「処理の方式」	<u>水処理施設の処理の方式</u> を記入。

	「処理の系統」	『別添〇のとおり』等とし、希釈水等を含むフローシートで示す。
	「集水及び導水の方法」	『別添〇のとおり』等とし、事業場の図面中にて図示。別紙1の「配置」と兼用しても可。
	「使用時間間隔」「1日当たりの使用時間」 「使用の季節的変動」	通常値（平均値）を記入。
	「消耗資材の1日当たりの用途別使用量」	水処理施設における消耗資材について通常値（平均値）を記入。
	「汚水等の汚染状況及び量」	処理前の量については、上記「能力」以下であること。処理前については、別紙2の「汚水等の汚染状況」「汚水等の量」と整合をとること。
	「残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法」	通常値（平均値）を記入。処理方法は適当であるか。
	「排水水の排出方法」	
別紙4	「工場又は事業場における施設番号」	事業場内における排水口の通称を記入。特定施設からの排水に拘らず、すべて（雨水のみを排出する排水口についても）記載。
	「排水水の汚染状況」	別紙3の「汚水等の汚染状況及び量（処理後）」と整合をとること。雨水排水口については記入不要。
	「排水水の量」	別紙3の「汚水等の汚染状況及び量（処理後）」と整合をとること。雨水排水口については『0 m ³ /d』と記入。
	「その他参考となるべき事項」	雨水排水口については『降雨時のみ排水』と記入。
別紙6	「用水及び排水の系統」	概略を記入。必要に応じて用水及び排水の系統が分かる図面を添付。
	「用途別用水使用量」	「用水使用量」＝「最大排水量」＋「排水されない水量（ボイラー用水、原料用水、温調用水）」－「再利用水」となっているか。
その他参考事項	「工場敷地面積」「工場建坪面積」 「操業時間」「従業員数」「用途地域」	それぞれ記入。
	「主要製品名」	製造業の場合に記入。
	「記載責任者」	工場又は事業場内の担当者について記入。
	「設計事務所等」	設計事務所等が関係している場合に記入。
	「工場周辺の見取り図」	『別添〇のとおり』等とし、図面を添付。事業場周辺の目標物及び排出先河川等の名称を記入。
	「有害物質使用特定施設に係る設備の概要」 ※参考様式有り	有害物質使用特定施設に該当する場合、提出。特定施設の種類、使用等する有害物質の種類、設備名等、構造基準、設備の点検頻度、方法及び点検事項が記載されているか。構造基準等については別途審査表において確認。

- ・別紙に添付する図面については兼用可。
- ・構造等変更届出の場合、別紙1から6については変更に係る部分についてのみの作成でもよい。なお、作成の際は変更前（設置届出書（若しくは変更届出書）の記載内容と照合）と変更後のそれぞれについて作成し、変更箇所が分かるようにすること。

<工事实施制限の期間短縮願>

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 「工場又は事業場の名称」 「工場又は事業場の所在地」 「特定施設の種類」	【同時に提出される設置届出書（若しくは変更届出書）の記載内容と照合。】
「届出工事着手予定年月日」 「届出工事完成予定年月日」 「届出使用開始予定年月日」	【同時に提出される設置届出書（若しくは変更届出書）別紙1の記載内容と照合。】
「工事着手希望年月日」	実際に工事の着手を希望する年月日を記入。
「短縮後工事完成予定年月日」	上記の「工事着手希望年月日」に着手できたと仮定した場合の完成予定年月日を記入。
「使用開始年月日」	上記の「短縮後工事完成予定年月日」に完成したと仮定した場合の使用開始予定年月日を記入。
「期間短縮を必要とする理由」	期間短縮を必要とする理由を記入。

水質汚濁防止法届出審査表（設置届出・構造等変更届出／第5条第3項関連施設）

	記載事項	審査	記入上の注意
か が み	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		届出者の住所、氏名（法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名）を正確に記入。 （法人の場合）届出者に代表権があるか。ない場合には委任状を添付。
	「工場又は事業場の名称」 「工場又は事業場の所在地」		「特定施設」ではなく、「特定事業場」に係る内容を記入。
	「有害物質使用特定施設 又は有害物質貯蔵指定施設の別」		該当する施設にレ印を記入すること。
	※第5条第1項関係、第5条第2項関係の欄には斜線を引くこと。		
別 紙 12	委任状		（法人の場合）届出者に代表権がない場合に添付。
	変更概要説明書 ※構造等変更届出時のみ。参考様式有り。		変更の目的及び内容を記載。
	「工場又は事業場における施設番号」		事業場内における施設の通称を記入。
	「有害物質使用特定施設 又は有害物質貯蔵指定施設の別」		該当する施設名を記入。
	「型式」		社名、型式名等を記入。 同機種が複数あれば、“×3台”のように記入。
	「構造」		材質を記入。構造図を添付。
	「主要寸法」		寸法を記入。異なる寸法の一体設備があれば、それぞれの寸法を記入。
	「能力」		貯蔵量を記入。
	「配置」		地上若しくは地下が分かるように設置場所を記入。 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図（平面、立面）を添付。
	「床面及び周囲」		施設の床面及び周囲の材質、構造等を記入。 防疫堤等については容量を記入。
	「設置年月日」		既設の場合を除き、斜線を引くこと。
	「工事着手予定年月日」		届出の日から60日以上の日数であること。 （無い場合、「期間短縮願」の提出が必要。）
「工事完成予定年月日」		「工事着手予定年月日」から着手した場合の完成予定年月日を記入。	
「使用開始予定年月日」		工事完成予定年月日以降であること。	
「その他参考となるべき事項」		特定施設が同一事業場内にある場合、その種類を記入。	
別 紙 13	「工場及び事業場における施設番号」 「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別」		別紙12と整合が取れていること。
	「設備」		有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管、排水溝等の設備名称を記入。
	「構造」		材質を記入。検知設備を有する場合はその旨記入。
	「主要寸法」		「設備」欄に記入した設備について寸法を記入。
	「配置」		地上若しくは地下が分かるように設置場所を記入。配置図（平面、立面）を添付。
	「設置年月日」「工事着手予定年月日」 「工事完成予定年月日」 「使用開始予定年月日」		別紙12に同じ。
「その他参考となるべき事項」		有害物質を含む水が流れない場合はその旨記入。	
別 紙 14	「工場及び事業場における施設番号」 「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別」		別紙12と整合が取れていること。
	「設置場所」		地上若しくは地下が分かるように設置場所を記入。配置図（平面、立面）を添付。
	「操業の系統」		施設の用途を記入。製造工程のフローシートを添付。
	「使用時間間隔」		使用時間帯（〇時～□時など）を記入。 有害物質貯蔵指定施設については有害物質を含む水の供給時における使用時間間隔を記入。
	「1日当たりの使用時間」		1日当たりの平均使用時間を記入。 有害物質貯蔵指定施設については有害物質を含む水の供給時における使用時間を記入。
	「使用の季節的変動」		変動がある場合は“〇月 80%稼働”と個別に記入。
	「原材料の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」 ※有害物質使用特定施設のみ		施設で使用する原材料の種類、使用方法、1日当たりの使用量を記入。
「貯蔵する有害物質の種類」 ※有害物質貯蔵指定施設のみ		貯蔵する有害物質及びその濃度を記入。	

	「その他参考となるべき事項」	有害物質使用特定施設の場合、使用する有害物質及びその濃度を記入。ただし、「原材料の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」に記入している場合は記入不要。
別紙15	・「施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設）」 ・「貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設）」	概略を記入。必要に応じて用水及び排水の系統や有害物質が通る配管等が分かる図面を添付。
	「用途別用水使用量」 ※有害物質使用特定施設のみ	「用水使用量」＝「最大排水量」＋「排水されない水量（ボイラー用水、原料用水、温調用水）」－「再利用水」となっているか。
その他参考事項	「工場敷地面積」「工場建坪面積」 「操業時間」「従業者数」「用途地域」	それぞれ記入。
	「主要製品名」	製造業の場合に記入。
	「記載責任者」	工場又は事業場内の担当者について記入。
	「設計事務所等」	設計事務所等が関係している場合に記入。
	「工場周辺の見取り図」	図面を添付。 事業場周辺の目標物及び排出先河川等の名称を記入。
	「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る設備の概要」 ※参考様式有り	特定施設の種類、使用等する有害物質の種類、設備名等、構造基準、設備の点検頻度、方法及び点検事項が記載されているか。 構造基準等については別途審査表において確認。

- ・別紙に添付する図面については兼用可。
- ・構造等変更届出の場合、別紙12から15については変更に係る部分についてのみの作成でもよい。なお、作成の際は変更前（設置届出書（若しくは変更届出書）の記載内容と照合）と変更後のそれぞれについて作成し、変更箇所が分かるようにすること。

<工事实施制限の期間短縮願>

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 「工場又は事業場の名称」 「工場又は事業場の所在地」 「特定施設の種類」		【同時に提出される設置届出書（若しくは変更届出書）の記載内容と照合。】
「届出工事着手予定年月日」 「届出工事完成予定年月日」 「届出使用開始予定年月日」		【同時に提出される設置届出書（若しくは変更届出書）別紙1の記載内容と照合。】
「工事着手希望年月日」		実際に工事の着手を希望する年月日を記入。
「短縮後工事完成予定年月日」		上記の「工事着手希望年月日」に着手できたと仮定した場合の完成予定年月日を記入。
「使用開始年月日」		上記の「短縮後工事完成予定年月日」に完成したと仮定した場合の使用開始予定年月日を記入。
「期間短縮を必要とする理由」		期間短縮を必要とする理由を記入。

氏名等変更届出書、使用廃止届出書、承継届出書 審査表

記載事項	審査	記入上の注意
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		【設置届出書(若しくは近隣の氏名等変更届出書)の記載内容と照合。】 (法人の場合)届出者に代表権があるか。ない場合には委任状を添付。
委任状		(法人の場合)届出者に代表権がない場合に添付。

<氏名等変更届出書>

「変更の内容」		変更前後の内容を記入。
「変更年月日」		変更が生じた年月日を記入。
「変更の理由」		変更が生じた理由を記入。

<使用廃止届出書>

「工場又は事業場の名称」 「工場又は事業場の所在地」 「特定施設の種類の」		【設置届出書(若しくは近隣の氏名等変更届出書)の記載内容と照合。】
「特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所」		【設置届出書(若しくは近隣の類届出書)別紙2の記載内容と照合。】 必要に応じて図面を添付。
「使用廃止の年月日」		使用を廃止した年月日を記入。
「使用廃止の理由」		使用を廃止した理由を記入。

<承継届出書>

「工場又は事業場の名称」(※) 「工場又は事業場の所在地」 「特定施設の種類の」		【設置届出書(若しくは近隣の氏名等変更届出書)の記載内容と照合。】
「特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所」		【設置届出書(若しくは近隣の類届出書)別紙2の記載内容と照合。】 必要に応じて図面を添付。
「承継の年月日」		承継が発生した年月日を記入。
「被承継者」		【設置届出書(若しくは近隣の氏名等変更届出書)の記載内容と照合。】
「承継の原因」		承継が発生した理由を記入。
「参考 被承継工場又は事業場の名称」(※)		【設置届出書(若しくは近隣の氏名等変更届出書)の記載内容と照合。】

※ 承継に伴い工場又は事業場の名称が変わる場合には、「工場又は事業場の名称」欄に変更後の名称、「参考 被承継工場又は事業場の名称」欄に変更前の名称を記載することで氏名等変更届に替えることができる。

構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法適合状況審査表（新設）

設備名等	構造基準 適合状況	定期点検方法 基準適合状況	特記事項 (同等以上の効果を有する措置の内容等を記載)
1 床面及び周囲			
2 施設本体			
3-1 地上配管			
3-2 地下配管			
4 排水溝等			
5 地下貯蔵施設			
6 使用の方法			

1 床面及び周囲（新設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の三（略）次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	

3-1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の四 （略） 次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</p>	

3-2 施設本体に付帯する配管等（地下配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の四 （略） 次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) トレンチの中に設置されていること。</p> <p>(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	

4 排水溝等（新設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の五 （略） 次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	

5 地下貯蔵施設（新設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の六（略）次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	

6 使用の方法（新設）

	使用の方法に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の七（略）次の各号のいずれにも適合することとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	

構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法適合状況審査表（既設）

設備名等	構造基準 適合状況	定期点検方法 基準適合状況	特記事項 (同等以上の効果を有する措置の内容等を記載)
1 床面及び周囲	(A ・ B)		
2 施設本体	/		
3-1 地上配管	(A ・ B)		
3-2 地下配管	(A ・ B)		
4 排水溝等	(A ・ B)		
5 地下貯蔵施設	(A ・ B)		
6 使用の方法	(A ・ B)		

1 床面及び周囲（既設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の三（略）次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	
B基準	<p>省令附則第三条（略）新規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p>	

	<p>イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。</p> <p>ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。</p>	
	<p>二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。</p>	

3-1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）（既設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の四（略）次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。</p>	
	<p>ロ 有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</p>	
B基準	<p>省令附則第四条（略）新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</p>	

3-2 施設本体に付帯する配管等（地下配管）（既設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の四（略）次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) トレンチの中に設置されていること。</p> <p>(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p>	

	<p>ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p>	
	<p>ハ イ又は口に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	
B基準	<p>省令附則第四条 (略) 新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ トレンチの中に設置されていること。</p> <p>ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>ハ イ又は口と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	

4 排水溝等 (既設)

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の五 (略) 次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p>	
	<p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	
B基準	<p>省令附則第五条 (略) 新規則第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p>	
	<p>二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	

5 地下貯蔵施設（既設）

	構造及び設備に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の六（略）次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p>	
	<p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	
B基準	<p>省令附則第六条（略）新規則第八条の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p>	
	<p>二 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p>	
	<p>三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	

6 使用の方法（既設）

	使用の方法に関する基準	適合状況
A基準	<p>第八条の七（略）次の各号のいずれにも適合することとする。</p>	
B基準	<p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p>	
	<p>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	

様 式 (参考)

事故時の措置届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

届 出 者

水質汚濁防止法第14条の2第1項、第2項又は第3項（みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第61条）の規定により、事故時の措置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種類（特定事業場に該当する場合）	
事故発生の日時	
事故発生の場所	
事故発生の原因	
流出した有害物質 又は油の種類、量 （法の場合）	
流出した物質の種類、量 （条例の場合）	
周 辺 の 状 況	
汚染の拡大予測	
講じた措置の内容	

備考1 様式については、上記の内容が記載してあれば、この限りではありません。

2 必要に応じ図面、写真等を添付してください。

(4) 排水量の算定方法

日間平均排水量の算定は、次のいずれかの方法によって行う。

- ① 正常に操業している時点において1日1回、週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行い、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排水の量とする。
なお、季節的に大幅に排出量の変動する場合は、通常の操業時期を対象とする。

$$Q = \frac{q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n}{n}$$

- Q : 1日当たりの平均的排水の量 (m³/日)
q_n : 実測流量 (m³/秒)
t_n : q_nの測定を行った日の実質操業時間 (秒)
n : 測定回数

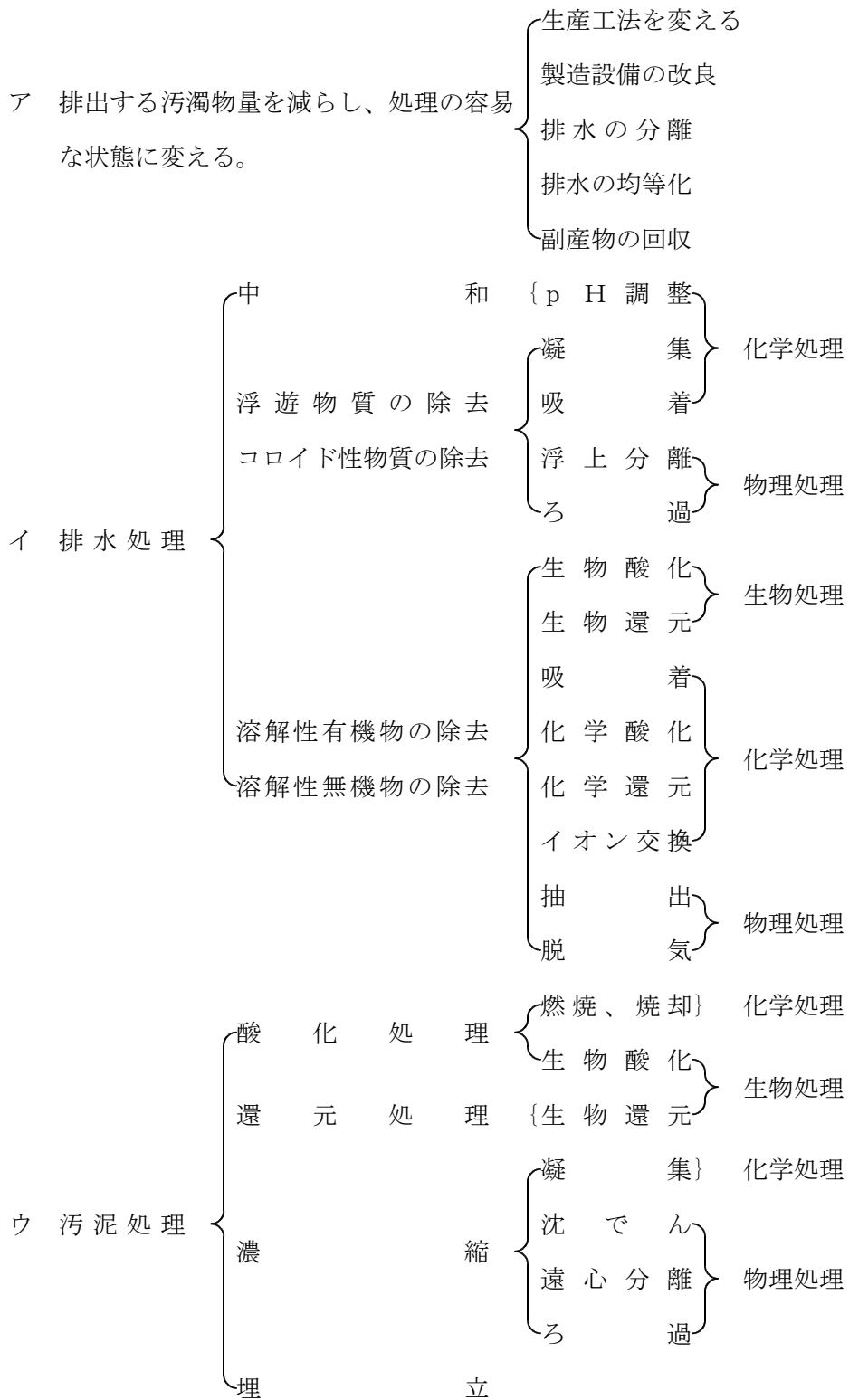
- ② 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行い、かつ、使用水が水道水のみによる場合は、次式によることができる。

$$Q = \frac{QT - Q_0}{n}$$

- QT : 1ヶ月間の水道使用量
Q₀ : 製造工程等で明らかに消費される水量 (実測若しくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る。)
n : 1ヶ月間の操業日数

(5) 汚水処理方法

工場排水処理の分類



(6) 県内の分析機関

計量法第107条に基づく水質分析関係登録事業場一覧表

登録番号	名 称	事業所の所在地	T E L
環計第1号	(株)東洋環境分析センター 宮崎事業所	宮崎市田代町100番地	0985-24-1122
” 3	(公財)宮崎県環境科学協会	宮崎市大字田吉6258番地20	0985-51-2077
” 10	(株)東洋検査センター 延岡事業所	延岡市旭町7丁目4319番地	0982-22-5312
” 16	西日本環境技研(株)	小林市東方3771-3	0984-23-4562
” 17	(株)アクア分析センター	都城市下川東2丁目13-12	0986-26-6114
” 20	(株)南日本環境センター	延岡市小野町4138番地1	0982-22-3311

(注) 登録番号は、濃度の計量証明に係る登録番号を示す。

(7) 届出書提出先及び問い合わせ先一覧

工場または事業場の所在地	提出先、郵便番号、住所、電話番号
国富町、綾町	中央保健所 衛生環境課 衛生環境担当 〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1の2 0985-28-2111
日南市、串間市	日南保健所 衛生環境課 環境対策担当 〒889-2536 日南市吾田西1丁目5の10 0987-23-3141
都城市、三股町	都城保健所 衛生環境課 環境対策担当 〒885-0012 都城市上川東3丁目14の3 0986-23-4504
小林市、えびの市、高原町	小林保健所 衛生環境課 環境対策担当 〒886-0003 小林市大字堤字金鳥居3020の13 0984-23-3118
西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村	高鍋保健所 衛生環境課 環境対策担当 〒884-0004 児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120の1 0983-22-1330
日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	日向保健所 衛生環境課 環境対策担当 〒883-0041 日向市北町2丁目16 0982-52-5101
延岡市	延岡保健所 衛生環境課 環境対策担当 〒882-0803 延岡市大貫1丁目2840 0982-33-5373
高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	高千穂保健所 衛生環境課 衛生環境担当 〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井1086の1 0982-72-2168

※ 工場又は事業場の所在地が宮崎市内の場合は、宮崎市環境指導課環境対策係（電話0985-21-1763）あてお問い合わせください。

令和8年3月25日発行（改訂）

編集 宮崎県環境森林部環境管理課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

T E L (0985) 26-7085 (直通)